



「昭和29年11月5日財団法人人口問題研究会人口
対策委員会及一特別委員会決議」に対する追加意見

(人口問題審議会及一部会に審議の原案
として提示されたるものと仮定して)

人口問題審議会委員

村山 道 雄

昭和29年11月5日財団法人人口問題研究会人口対策委員会第一特別委員会決議」に対する追加意見

(人口問題審議会第一分会に審議の原案として提示されたものと仮定して)

1 「第ノ前文」に次の一節を加えること。

(4)

(1) さらに我が国の人口増加は、地域的に甚しく不均衡な取をとつてきていることに注目されねばならない。昭和20年から25年までの5ヶ年間に1千/百余人の増加を示しているが、全国一律に増加したわけではなく、東京都の増加率30%を最高として府県により著しい差異を示し、甚しきに至っては、人口減少の傾向を示している異さえみられる。

(2) このような人口増加率の地域的差異は、主として人口の社会的移動によるものである。即ち、昭和20年から25年までの間において、東京、大阪、愛知、神奈川、福岡、兵庫、京都の7大都市府県及び北海道のみが社会的増加を示し、他は一様に人口の流出を示しており、明かに人口の大都市集中という現象を惹起している。

(3) このような人口の移動が、人口収容力の地域差のため、人口収容力の低い地域より高い地域特に大都市圏への流出を意味することはいうまでもない。人口収容力の地域差即ち、生活水準の地域差の生ずる原因には種々の懸念が考えられるが、産業構造の相違即ち、第二次産業の発達程度の相違がその最も大きなものである。明治以来の日本経済の発達過程において漸次進んだ第二次産業の地域的偏在が、人口収容力の地域差、人口の偏在、大都市集中の原因に外ならない。

10000年
と3225年
2779年
1724
-32

二、「第2対策要綱」中根本方針に次の一項を加え3を4とすること。

3. 人口収容力の地域的再配分、即ち大都市人口対策、国内後進地域開発政策等を含む新たな見地よりする産業の地域的再配分に関する対策の樹立。

三、「第2対策要綱」に次の一節を加え、以下順次繰下けること。

(四)

- (1) 我が国において人口収容力の地域差、即ち生活水準の地域差の甚しいことは、政治的経済的に我が国再建上重大な問題を提供している。即ち、経済的には経済活動基盤の縮小、購買力の偏在による国内市場の狭隘その他経済発展上各種の障害を生ずるのみならず、社会政策上も対応しえないであろう。又、国民の担税力の偏在は地方財政の甚しい不均等の原因となつており、これを是正することなしには地方財政の面より、地方自治は名のみとなる。
- (2) 特に東京、大阪等の大都市においては、人口の過度集中に伴い、交通、住宅、水道その他文化厚生等の諸施設が極端なる不足を上げている。これが対策として人口の過度集中の抑制、衛星都市の建設、市街地交通施設その他諸施設の整備等が考えられねばならないことは勿論であるが、根本的には地方における人口収容力の増大に関する対策が考えられねばならない。
- (3) しかし、先進工業地帯においては、近時工業用水が不足しつつあり、又、地下水に依存している地域においては地盤沈下の問題を生じている例もあるほか、工業用地その他の面において、今後の発展には幾多の支障の予感される地帯が少なくない。更に我が国における電力、地下資源その他の資源の立地條件等より考えても、前述のように今後新たに育成することが必要とされる化学工業その他の新規産業の調期的な発展のためには新たな工業地帯の整備が防衛的に要請されてくるであろう。今後増加する生産年令人口に産業の機会を与えんがための方策は、このような衝突との密接なる関連において考慮されねばならない。

(4) 経済自立達成のため経済政策の重点は、投資の効率化、貿易の伸張におかれており、それがためには既存工業地帯における産業の増大と勿論必要であらう。しかしながら、そのみにはしり、新たな見地よりする産業の地域的再配分に関する対策を怠るならば、経済力の地域的偏在を益々拡大し、幾多の矛盾を生じ、何れは行き詰りた、差着せざるをえないであらう。将来を見通した産業配置の適正化を基盤とする一連の政策、特に後進地域における近代産業の育成政策を含む二次産業の地域的再配分、並びにそれに伴う人口収容力の適正なる地域的再配分に関する対策の樹立遂行が図らねばならぬ。

昭和29年11月5日

財団法人人口問題研究会

人口対策委員会第一特別委員会決議

財 団 法 人

人 口 問 題 研 究 会

正 誤 表

頁	行	誤	正
8	例9	いかない。	いかない (オ10回参照)。
"	" 5	(オ10回参照)	(オ11回参照)
"	" 2	(オ11回参照)	削 除
11	3	必 死	必 至
16	1	附帯決議案	附帯決議
"	3	決議案	決議
"	4	本決議案	本決議
18	次の備考を入ゆる		
	備考. 昭和19-21年の出生、死亡、自然増加の率は 部分資料による暫定推計値である。		
20		オ四回(1)	オ四回
24	備考欄	オ四回(1)	オ四回
26	備考欄		オ九回(1)(ロ)共に昭和 28年は.....

財団法人人口問題研究会人口対策委員会
第1特別委員会決議

この特別委員会では、現下の人口増加特に生産年齢人口激増の傾向にかんがみ、総合的人口対策の一環として、収容力対策の樹立を急務であると考え、一年有余にわた

(1)人口増加の奥態分析を経済との関連においてとらえ、慎重に討議検討を重ねた結果別紙のごとき結論に到達したので、ここにこれを決議するものである。

昭和29年11月5日

第1特別委員会

委員長 山中篤太郎

人口対策委員会第1特別委員会決議

人口収容力に関する対策要綱

第1 前 文

第2 対策要綱

附帯決議

全国人口問題会議設置提唱に関する決議

前文附表

村山壽之

別荘と地価の関係を論ずる。

藤田壽之

合理的な住宅地価と所得地価との関係。

吉尾壽之

地価の算定と一般に住宅地価の算定との関係。

笠川壽之

① 村山壽之と同感。地価の算定。

② 人口の psychological 的研究の必要。

aging への高層階の不足 — 付録。

定利に非ざる、いかにその老人の増加の速いかに

生むか。138万戸の増加、その地価の増。

③ 7ヶ所の一帯の住宅地と一般の住宅地との地価の関係を論ずる。

住宅地の人口の増加と地価の増加との関係、^{出生率を} 7ヶ所の人口の増加

と地価の増加との関係、住宅地の人口の増加と地価の増加との関係。

住宅地と一般の住宅地との関係、住宅地の人口の増加と地価の増加との関係。

等しい。

住宅地と一般の住宅地との関係、住宅地の人口の増加と地価の増加との関係。

7ヶ所、その関係。

合理的な人口を算定、いかにその老人の増加の速いかに。

村山壽之

住宅地の人口の増加と地価の増加との関係。

山田壽之

住宅地の人口の増加と地価の増加との関係。

下村壽之

住宅地の人口の増加と地価の増加との関係。

住宅地と一般の住宅地との関係、住宅地の人口の増加と地価の増加との関係。

住宅地と一般の住宅地との関係、住宅地の人口の増加と地価の増加との関係。

住宅地と一般の住宅地との関係、住宅地の人口の増加と地価の増加との関係。

人口対策委員会第1特別委員会決議

(昭29. 11. 5)

人口収容力に関する対策要綱

第 1 前 文

日本の人口は大正、昭和の境から約10年毎に1000万人位づゝという相当はげしい増加を示しつつあったが、これに対して経済も成長、発展したので、曲りなりにも人口過剰のもたらす圧力に堪えてきた。ところが戦後においてはこのような経済の側の諸条件がすべて縮小してしまつたにもかゝらず、人口の方は戦前以上の増加の勢を示しているところに、今日の人口問題ははげしさと困難がある。なるほど戦後もこの数年未は特に鉱工業生産などは非常に増加してきており、また人口の面に於いては出生の割合がかなり低下して今後における人口増加の割合の後和もみこまれるようになってきた。とはいうものの、たとえ今日から出生が零になつたとしても15-64才の生産年齢人口部分は今後10数年間毎年平均100万人以上確実に増加する。のみならず、日本の人口動態史上前例のない低い出生率を示した昨年(昭和28年)においてさえも出生率と死亡率の差である自然増加率は戦前の高水準に匹敵している。だからこの現在の増加人口をどういふようにして社会経済的に収容していくことができるか、と云ふ問題は、きわめて重大な課題となつてゐることを否定できない。しかるに、この問題を考えるとき、まず現在の我国人口問題が、多分に新しい変化によつて起つてきつゝあることをみとめることが大切である。

(1) 人口動態

(1) 人口増減に関係のある結婚と出生と死亡と云う現象の中で社会経済の動きともつとも密接に関連して動くのが結婚であることは広く知ら

(6)

れている。男子の初婚年齢は戦前（昭和10年頃）に比較すると戦後においてはつきりと早婚化している。ところが 出生に直接関係のある女子の初婚年齢は戦後において少し若くなった傾向があるけれども必ずしも早婚になったとは断定できないし、特に昭和24年以降は再び結婚年齢がおくれかけている。だから、戦後の結婚の動きは人口の増減に対して余りはつきりした新しい傾向とか変化とかを示しているとはいかない（第1図参照）。

(2) 従来は、出生の割合も死亡の割合も少しずつ減る傾向をもっていた。とはいっても、それはいわば多産多死と云う形での人口増加であった。ところが、戦後は出生の割合も目に見えて減ってきたが、特に死亡の割合は従来に予想が困難であったほど大きく減ってきている（すなわち昭和9-10年平均の出生率、死亡率に対する昭和28年の低下の割合は、前者が30%であるのに対して後者は40%にも達している）。つまり現在の人口増加の特色は*いわば少死による人口の増加に変わりかけているところにあるといえる*（第2図参照）。

(3) この少死の傾向は、戦後の国民の消費水準の恢復期と重なりあっている。けれども、たとえば昭和9、10年頃の消費水準と死亡割合とにくらべると必ずしもこの水準の上昇の結果死亡の割合が減ったとのみはいえない（第3図参照）。

また都会と農村あるいは第1次産業乃至第2次産業の人々にわけてその死亡の様子をみると、利用のできる資料から判断するかぎり、そこには出生の割合にみられるような大きなひらきはみとめられない（第4図、第5図参照）。つまりちがった地域や産業の人々の間での死亡の割合は、差も少くまた下りかたも一様である。従って現在の人口増加の中心となっている死亡の割合の減少と云う事実は、比較的、社会経済の動きと切り離された形で起ってきているといえる。その意味では、人口の増加と社会経済の動きとを対照させてみるとそのつりあいが人口の方から破られているといった形をみせているといえるであろう。

(4) しかし、尚つ、ここでこの少死の現象の背後をみると、実はこの死亡の割合が減つたのは、必ずしも病氣にかゝる人の割合が減つた結果であるとは考えがたい。たとえば厚生省が昨年4月現在で行つた調査によると、直ちに結核の医療を必要とする者が292万人にも達し、これに要注意者要休養者をも加えると550万人となり人口100人について4.4人の割合で結核の脅威にさらされていることになる。つまりわが国民の健康状態が著るしくよくなり、それがそのまま死亡の減少になつたとのみはいえないわけである。だからこの事實は我國の最近の死亡の割合の減少と社会全層の水準の恢復あるいは上昇との間にギャップがあることを示す一つの証據だともいえるであろう。

(5) ところが出生の方は、このような死亡の状態とは異なつて社会経済の關係に非常に深くからみあつてゐることに注目される。全体の人々の間で平均して出生の割合が減つてゐるようにはみえてはいるけれども、實際は産業の各部門、あるいは一つの産業でもその中の部門部門でかなりの差異がある。たとえば茅ノ坂産業の中心である農業は多年我國の出生増加の中心であつたし、今でもその傾向は強い。しかし、最近には専業農家(それも規模の大きいものと小さいもの)あるいは耕作面積が少くて農業だけでは暮せない兼業の農家あるいは農家から脱落して行くような地位にある農家、さらにまたごく限られた一部分ではあるが血代的に機械化された農家等では、それぞれ出生の傾向がかなりちがつていて、出生の割合のきわめて高いものからきわめて低いものにまで反んでいる。その相異は、以上のような農家の經濟上の性格の差異から引きおこされる場合が多い(第6回参照)。

また職業別に生れた子供の数をみると、昭和15年及び昭和27年の全国調査において、中小商工業主のような部門では農業者に次いで多くの子供を生んでいる。けれども勞働者や俸給生活者ではこの調査期間においてかなり著るしい減少を現している(第7回参照)。地域別にみても出生率は大都市においてもつとも極く農村或は地方都市においてもつとも高い、戦前に比較してその地域差が多少とも縮小して

(8)

きているかなおいせんとしてかなりのひらきがみとめられる(第8図参照)。

(9) ^{と増え}人口の大きいの^{と増え}速さと収まり

(1) そこで、人口を全体としてながめると、出生の割合が非常に下ってきたにもかかわらず、死亡の割合がむしろそれ以上に減ってきている。そのため、人口の増加の割合は、戦前戦後を通じてもっとも低い出生の割合を示した昭和23年においてもなお戦前と同じ高い水準にある。しかも人口総数は、たとえば昭和10年頃と比較しても2000万人も多くなっているのだから、今後人口の増加の割合が下がるとしても当分の間毎年平均100万(い、かえると10年で1千万人)に近い増加はさげがたいといえるであろう。

もっともこのような増加を示している人口とこれを受け入れる側の産業との関係がどうなっているかをみると、数年未特に鉱工業生産の回復増加は著しい、そして今までのところ、この増加人口は各部門の産業にお、むね就業していて、少くとも表面上あまり失業者は多くないようにみえる(第9図(1)(2)の参照)。

しかし、更に仔細にみてみると、この2、3年未完全失業者や失業保険受給人買特に後者ははっきりと増加の傾向をつづけている。のみならず、このばあい特にその背後にひそんでいる我国産業や就業状態の特色あるいは問題として考えねばならぬような点を見逃すわけにはいかない。たとえば失業者ではないといわれても実際は失業者と同じような地位にある人々がすでに戦前から多数いるといわれる。あるいは就業といっても家族労働とか小さな自営業者とかの割合が諸外国に比してずい分高くこれも我国の低い生活程度を反映する一つの事例とされている(第10図参照)。そしてこのよないわば不完全就業者とよばれている人々の数も発表されている統計によると昭和26年以來急激に増加の傾向を示し本年3月には260万人に達しているといわれている。(第10図参照)。

だから総体としてみると現在の人口の増加はいわゆる人口の過剰と

いうことができるであろう。しかし同時に今次戦争によつて我国経済の種々の條件、特に輸出入の縮小などがおこつているから、過剰とは人口のみの変化による過剰ではなくして、人口と見合う経済の縮小もまた人口をして過剰ならしめるのに有力に作用していることもみとめなくてはならない。だから現在の人口増加の引きおこす問題は、生産年齢人口の激増、いかえると毎年就業の追加を必要とする人口の激増に対してそのような就業の機会を与えるべき経済活動の面では逆に縮小があつたのでこの間におきてくる不釣合を、人口と産業の両側面から今後どう解決しなければならぬか、と云ふことになるのである。

(2) そこで今後増加する生産年齢人口のうち就業を必要とする人口がどのくらい産業に吸収される見込みがあるかを戦前の実際の傾向から推計してみると、その吸収が非常に困難であることがわかる。15才から24才までの生産年齢人口は昭和25年の4960万人から昭和40年には約6690万人になる見込だから、年平均増加は約115万である。このうち就業しなければならない人口は、従来の就業人口増加割合から計算してみると約75万人に達する。ところが過去の日本の産業の就業人口吸収率の発展(大正9年から昭和10年にかけての)が今後(昭和25年から40年にかけて)同じように行われるものとしても毎年平均して産業に追加吸収される見込みのあるのは、わずか36万人位で毎年就業を必要とする人口の半分にも達しない。

そうすると、毎年平均約40万近くの人々が失業することになり、10数年後には働く能力と意志をもちながら働くことのできない失業者が560万人にも達する計算になる(幕ノ次中間報告参照)。

(3) ところが、このような不釣合の一方の条件である人口について考へておかねばならないことは、人口を変動せしめる根本原因である出生と死亡の性格が非常に異なつてゐることである。

人はだれでも長命を求めらるものであるから死亡は社会的には個人の意思や希望によつて異なる現象であるといえるのに対して、出生は常に個人の意思なり行動なりを至由しないとおこらない現象である。だから出生の割合だけから考えると、死亡の割合とはちがつて、現在

(10)

の人口増加の圧力が今後において現在と同じように減るともあるいは逆に減らないとも今から予定することが困難である。愛細な農家とか小商工業者とか現在高い出生の割合を示している産業や取業の部分に就業している人々が今後減らないでふえるようなばあいには、広く現在以上に出生調節が行われなければならないようになるばあいと同様に人口増加の圧力が減らなくなるから、差当つての人口と産業との不適合が一層人口の側面から強化され、問題が今よりもっと大きくなることが考えられる。

(3) 「型」の变化 Typenの变化

- (1) 当面の人口増加は、すでにのべたように増加のしかたが変つてきつたあることを示しているが、その変化はこれだけにとどまらない。増加のしかたと同時に人口の「構成の型」もこの数年の間にいちぢるしく変つてくることを予想させる。そしてこの「型」の変化もまた当面の人口問題の重要な一つの側面をなしている（幕ノ2函4) (4) (4) (5) (6) 参照）。
- (2) 現在の出生と死亡の割合をもとにして考えると、今後当分の人口増加の中心部分は、生産年齢人口（15—64才）になる。ということは、人口の増加の型が今までとはちがつて幼少年層でふえないで青壮年層でうんとふくらんでくることを意味している。この増加する人口部分が生活していくためには、経済の面からみれば彼等に食糧を与えるという形ではなくて、働く場所を与えるという形がとられなければならない。
- (3) また人口の年齢別構成が変つてくるので、その消費する物資従つてこの物資の生産、流通にかかわる産業の構造もまた当然変つてくる。
- (4) 人口の以上のような増加とその増加のしかたの変化ならびに人口の型の変化が生ずる期間、すなわち変化の速度もまた問題の大きさに影響するところが大きい。わが国の現状ではこのような変化が比較的短期間にできあがる見込が多い。

第2. 対策要綱

このような人口増加とその変化に応じた経済の発展を実現することは必死であると共に、多くの国難をむっていることは、卒直に認めねばならない。従つて、この問題を解決するためには、まづ、わが国全体をおあげての堅い決意と努力とが不可欠である。

その前提の上で考慮されねばならない根本方針はお、むね下記の三つに要約できるであろう。

1. 合理的な就業機会の増大を中心にした経済の計画化及び産業構造の徹底した再編成。
2. 特に生産年齢人口の激増するここ数年間についての短期対策と多少遠い将来にわたつての人口増加の推移に対応する長期対策の樹立。
3. 前項政策を円滑に推進せしめるために、同時に平行して失業対策、社会保障その他広汎な社会政策の合理化と拡充。

このような根本方針に従つてとられるべき人口収容力対策の要旨を示すとお、むね次の如くである。

(Ⅱ) 経 済 活 動

(1) わが国経済の力はここ数年未かなり急速に戦前の状態を恢復しつ、あるとはいえ、国際競争の激化しかつ変化した現在なお国際水準からみると劣つており、資源、市場等の増大は必ずしもよいではないと考えられる。そこで当面の人口増大の圧力に対して不足する経済力を有効にはたらかせ、また思わざる社会不安の発生を防ぐためには、経済の発展をはかる体制として、できる限り計画的、組織的であることが必要である。

(2) 戦後の経済回復を進めるに当つては事態の必要から生産の増大を求め、るのに急であつたけれども、今後は経済の発展が就業機会の増大を最も重要な目的とすることをはっきりと打出さねばならない。このことは当面の人口対策からして必要であるのみでなく、ひろく、いわゆる完全雇用の目標からも当然の必要とされるであろう。従つて、また

生産力の
活用
のため

近代的
雇用政策
の必要

(12)

そのような就業者の増加がはかられる場合は、在来のまゝの就業増大
いかえると、今日非常に多く存在しているといわれる不完全就業者
のような形での表面上の就業者の増加ではなくて、近代的雇用の合理的
拡大という形がとられなければならない。

(3) 従来でも人口が日本経済に対して負担にのみなっていたわけではな
い。現在の日本産業からみるばあい人口と産業の釣合の上で再び現在
と同じ困難を繰返しておこさぬためには、産業の側面からいっても人
口の不釣合な増加をうまぬような就業の機会を産業自ら作り出すこと
が少くとも長期的な見方から必要不可欠である。

(13)

産業のあり

の) 人口の増大に依じて就業の機会をふやすためには、経済規模の拡大
が必要であり、そのために、資源、市場を増大する努力が必要である
ことはいうまでもない。しかし、特に今次戦争前と異なり、原料はも
ちろん食糧ですら輸入に依存せざるをえなくなった現在のわが国の経
済にとっては、人口収容力からいうと、これまでの程度以上に貿易の
規模の拡大がますます重要となってくる。つまり、国内での資源、市
場の増大も必要であるが、同時にあらゆる方法を用いて貿易関係を拡
大することが要請される。特に貿易関係では戦前に比してもまだ正常
な通商関係を回復していない地域が多いこと(たとえばソ連、中共は
もちろん東南アジア諸国) ガット等の国際貿易機構へまだ加入して
いないこと等、いわば日常の取引を始める以前の条件さえ整備してい
ないことなどはできるだけ早く是正されることが要請される。と同時
に各国の経済発展によつて世界の貿易市場の構造もこれまでとはちが
つてきつ、あるから、そのような変化にこたえる新しい貿易対策をた
てることも必要であろう。

(2) わが国産業の特殊性を考えつゝ、第1次、第2次、第3次産業の組
合せを高め就業の機会を増加すべきである。

1) 第1次産業特に農業は、その経営の多角化とかあるいは合理化等
の方法を進めることは就業機会の点からみればそれを直接増大する

かた
えき

効果があるかどうかは疑わしいとしても、出生をめぐって人口増加の圧力を緩和する対策からは望ましい。

2) 第3次産業では、たとえば小商業が無拘束に従来のようにふるまふことは、就業を増加せしめて人口増加の圧力緩和に役立つようにみえても、妥当でもないしまた望ましくもないから、むしろこれになんらかの合理的な枠をできるだけ自主的に作り出す方向に導き、その上での発展をはかる必要がある。そして就業の増大のためには、交通、運輸その他第2次産業の発展と直接に結びつくことの深い部分を中心にしてその発展を進めるべきである。

第3次産業
第2次産業
と色あは
い強い
内つた

3) 就業増加のためには、わが国の現状では第2次産業が一番重要である。そしてひろく、雇用の量が大きいことしかも同時に純生産物が相対的に大きく、原材料等の需要への圧力が比較的少ない産業部門たとえば化学工業の如きをえらび、計画的にその発展を進めることが望ましい。たとえばその場合、わが国のいわゆる生産財生産部門の産業（たとえば金属、機械関係）は単位労効力でくれば、必ずしも消費財部門の産業（たとえば紡織業）よりも生産的であるともいえない。しかし労効力も多く雇用し、又原材料の使い方では比較的有利であり、且日本の全体の生産から考えると、国内でそのような生産財部門が成長してくることは、結局において消費財部門と一体になってわが国の産業の生産上の力をふやすことになるのであるから、この点もまた産業部門の選択にあたって十分に考慮されなければならない。

第2次産業
消費財部門
生産財部門
は人の
収入の
ある、
更に10
倍くら
いある

特に輸出関係では、取路の確保でかつできるだけその原材料の自給できるものが送られるべきであることはいうまでもないが、具体的にはたとえば、すでに世界市場において品質、ブランドその他の点で存在をみとめられているような高級製品、近代的生産方式によって中小企業が製造している耐久消費財、後進国の工業化にともなう輸出の増加が期待されるもの（たとえばプラント類）あるいはこれらと結びつく原料、素材、半製品等を生産する部門等を発展せ

輸出

1957

労働者のための労働を規制するわけ
労働者のための労働を規制するわけ

(14)

↑

しめなければならぬであろう。しかし、輸出の拡大をはかると同時にいろいろと困難の多い輸出にあまりに偏向しないようにできるだけ輸入（特に消費財、完成財の輸入）依存の割合を国内開発（あるいは消費規制）によっておさえることも就業機会増大のために必要とされる。

(8) 今後の労働市場

(1) 就業増加に必要な資本の調達には多くの困難が予想されるからあらかじめその対策をたてることが望ましい。

1) 財政的方法による資本の増大が今後も重要であるけれども、その
ばあい前にも述べたような計画と産業の選択が人口対策上必要である。
また外資の導入はこのような就業の増加に役立ち、かつ同時に日本の産業の将来の発展を阻害しないようなばあいには望ましいであろう。

2) 資本の蓄積は、ややむすると国民の消費水準と衝突するばあいがあるから、合理的な労使関係を保証すると共に公私の厚生施設の社会的拡大をすすめる必要がある。

3) わが国では、産業の発展の歴史と需要の性質と更に比較的の多い労働と比較的に少い資本の供給上の不釣り合いから、中小企業が広く
庄れてきており、今後もその状態はふえこそすれ減るとは考えられない。
ところがこのような経営体はしばしば就業の場としても問題があり、また出生調節の面からいっても問題があるので、中小企業の組織化等による合理化をはかることが人口対策上からも必要である。

(2) 増加する人口を産業に就業させるためには、そのための産業的教育を改善、拡充する必要がある。

1) これまでの義務教育の中へ一層就業機会と計画的に結びついた産業教育活動を入れるとともに、このような教育活動を年令的にも延長し、毎年令層の労働市場への圧力をへらすことに役立てることが必要である。

2) 産業的教育を就業の条件と結びつけた実際的なものとすると共に
 応用の巾の広い教育計画を樹立実行することが望ましい。

(3) 上述のような多方面にわたる施策を講ずるとしても、少くとも過渡期において、増加人口に対して充分な就業の機会を確保するにはいろいろな困難が残るであろうから、この就業の不足に対してはやはり当面の失業対策を拡充することが必要であると共に地方組織立てられた社会保障的施策をそなえることが必要である。

(4) 今後の見込み

(1) 就業の増加を必要とする時期には山があるから、向題の発展の度合に応じて対策を行うことが必要である。特に現在はデフレによって就業が圧縮される傾向がある。その上に今後数年間に就業増加の必要の圧力はとみに高まると考えられる。であるから、その時期に対してはできるだけ弾力性のある対策をもって就業機会をあらゆる方面にふやすようにしなければならない。

見込み
 んこつり
 かいびー
 elastic
 方針

(2) なお以上の対策とならんで、次の如き啓蒙運動と研究とを行うことが絶対に必要である。

1) 人口問題に対する対策は、人口のありかたについての一般国民の深い理解が窮極の必要事である。従つて、あらゆる方面から広く社会全体の人口問題に対する理解をうる努力活動を常時行うとともに、大学その他の研究機関における基礎的な人口研究の普及発達をはかる必要がある。

2) 産業と人口との向の適切な関係をつかみ、将来の持続的な対策を立てるよりどころをあきらかにするために今から経済の方向からする適度人口規模についての実際的調査を進めておくことが必要である。

3) 産業を拡大し、就業機会をふやすためには、これを支える資源利用の向上、生産能率の増と量との両面にわたる向上が不可欠であるので、わが国科学技術の一層の発展をはかることが必要である。

・ 附帯決議案

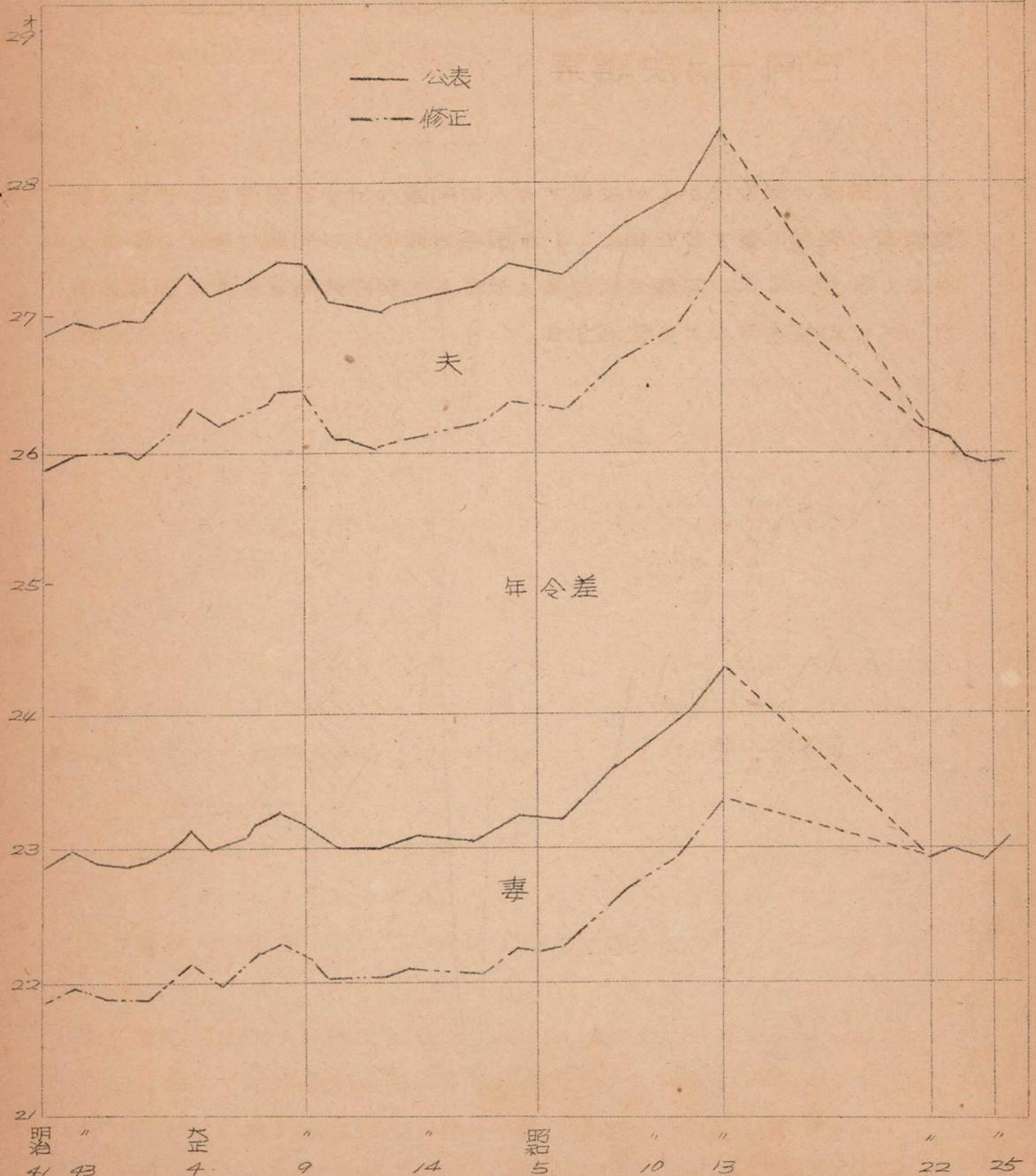
人口問題全国会議（仮称）開催提唱
に関する決議案

本決議案の趣旨にかんがみ現下の人口問題に対する理解をひろめ且研究調査の発展に資するために、わが国各方面の人口問題に関心のある人々をもうらす人口問題全国会議（仮称）を関係機関ならびに団体の協力の下に開催することを提唱する。

手紙の

前文附表

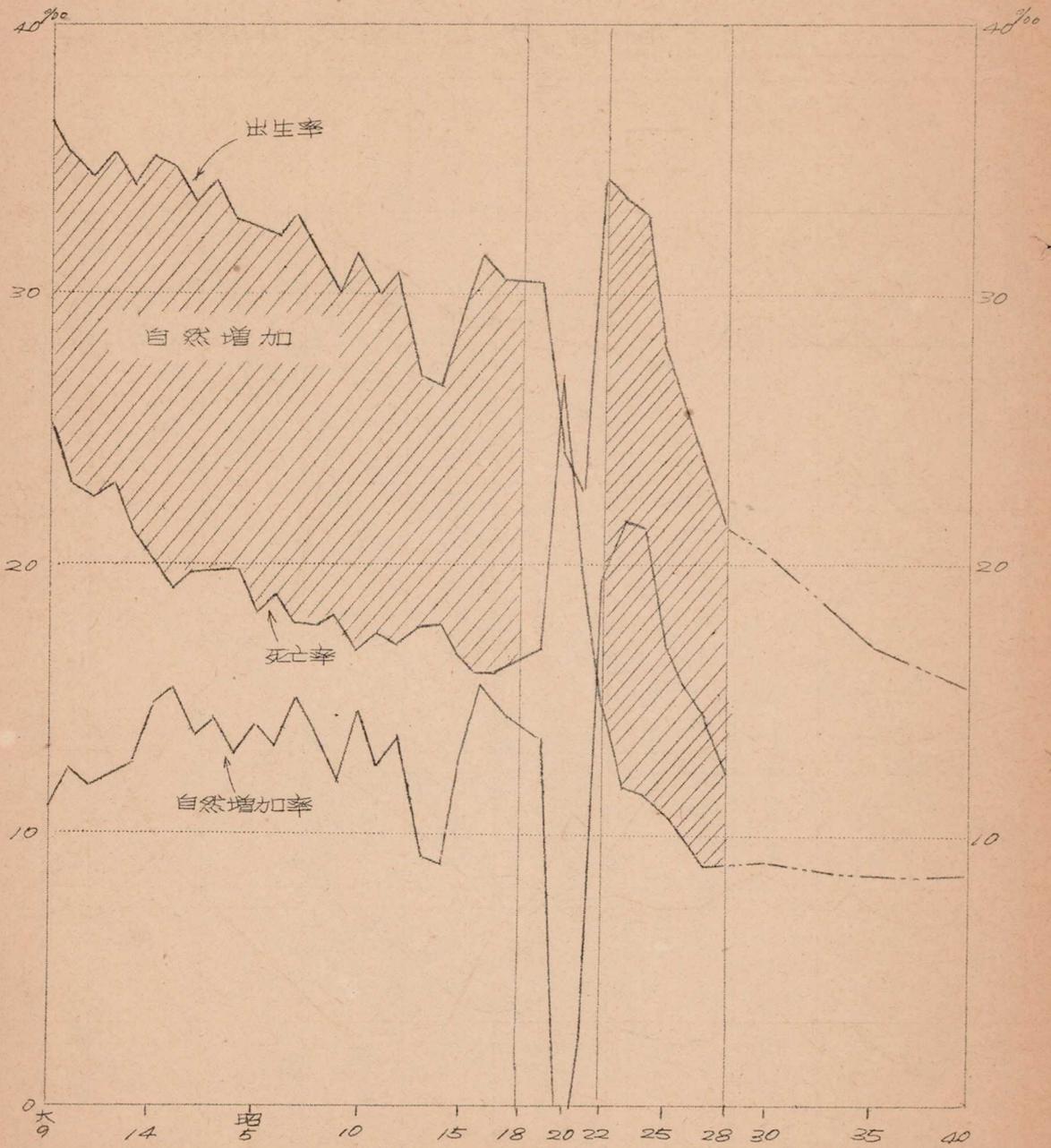
第一図 年次別婚姻年令 (初婚)



備考 戦後公表年令は挙式年令であるが、戦前公表数字は届出年月によっているため戦後と比較すると約一年おそく記録されている。そのため公表年令より一年差引いた修正年令をも示した。

(13)

第二圖 出生、死亡率の變遷

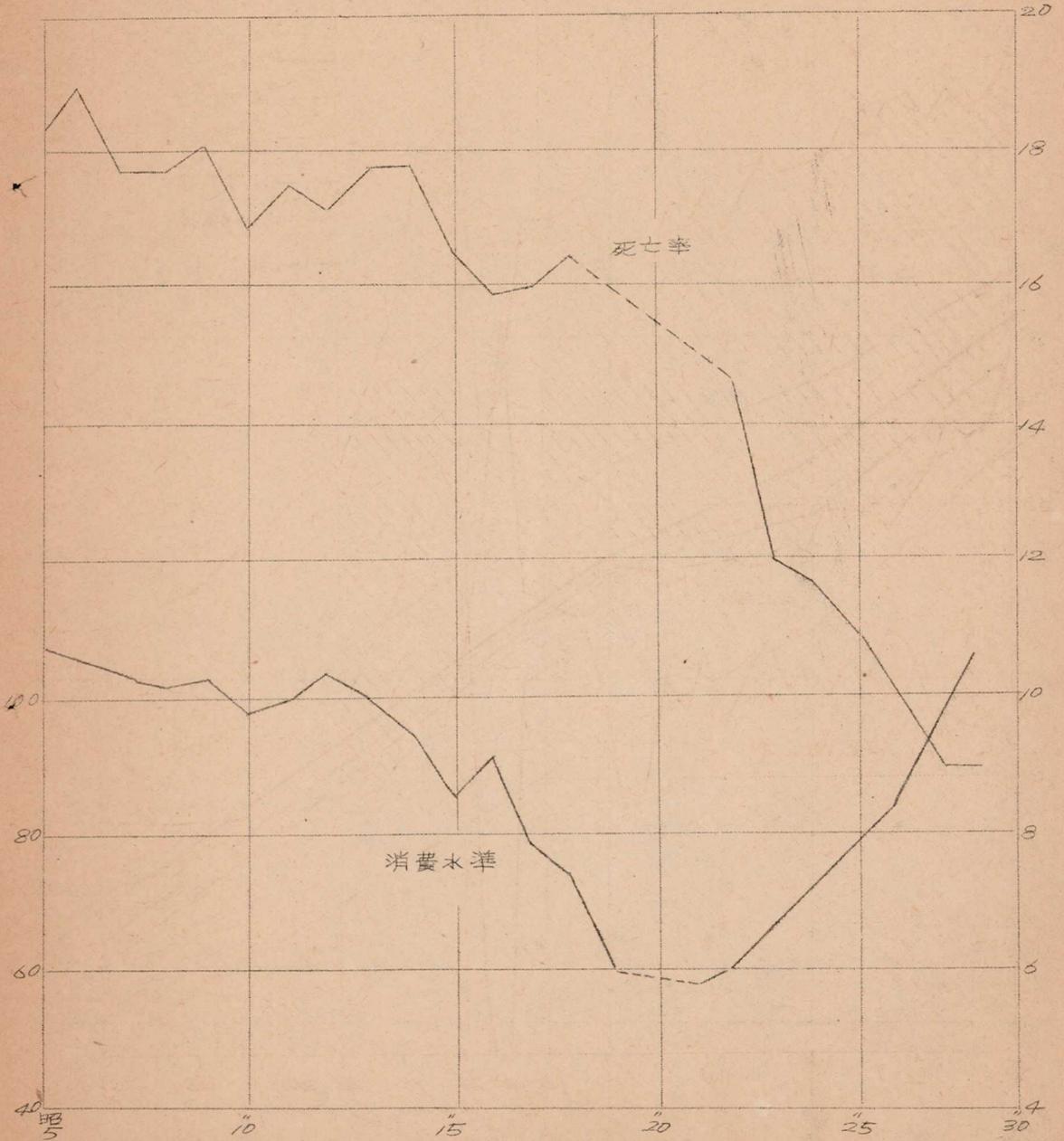


第三回 年次別普通死亡率及び消費水準

(19)

昭9~11=100

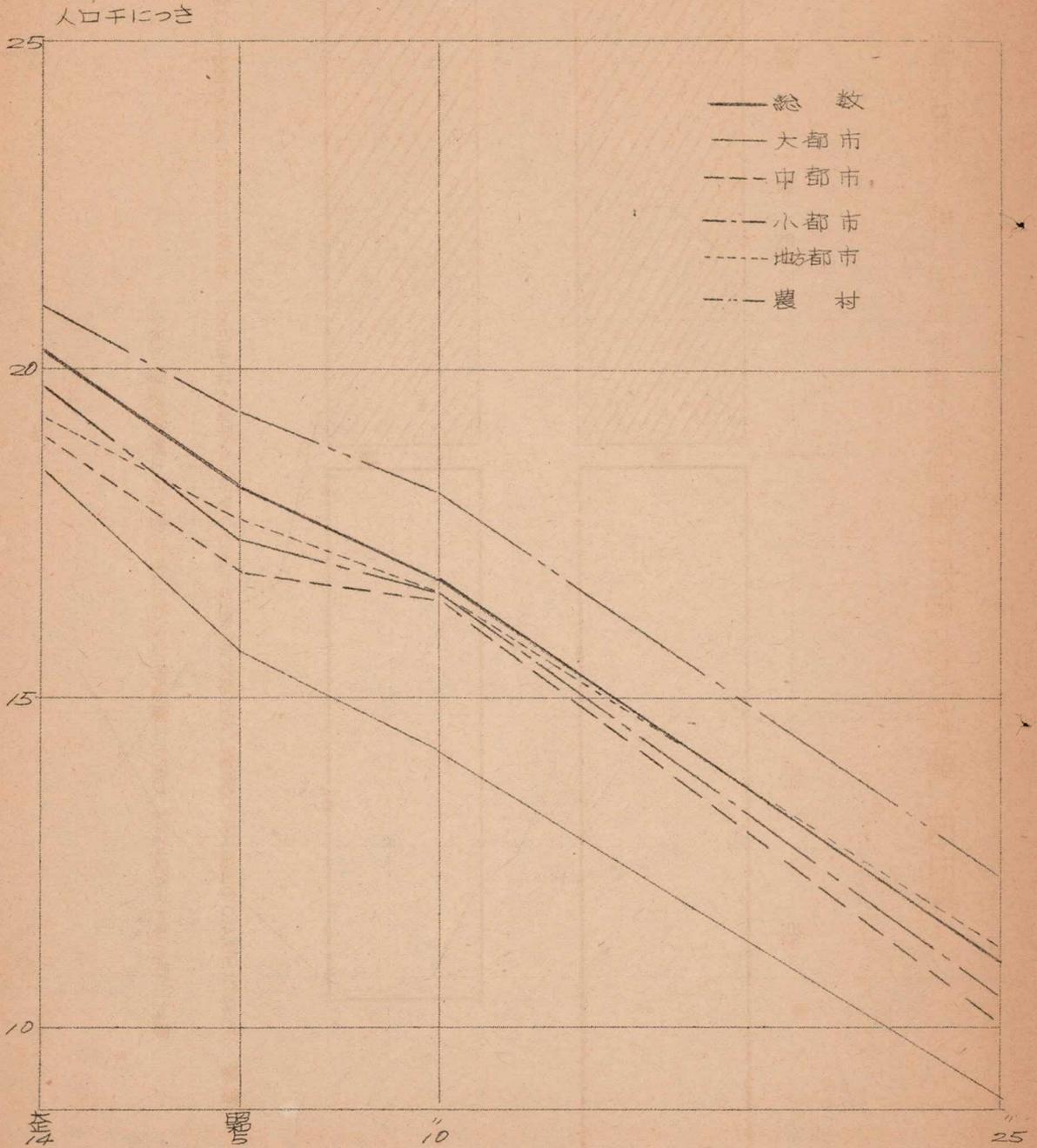
人口千につき



備考、消費水準は一人当り個人消費支出の昭和9~11年を100とした指数で示したもの(経済審議会)

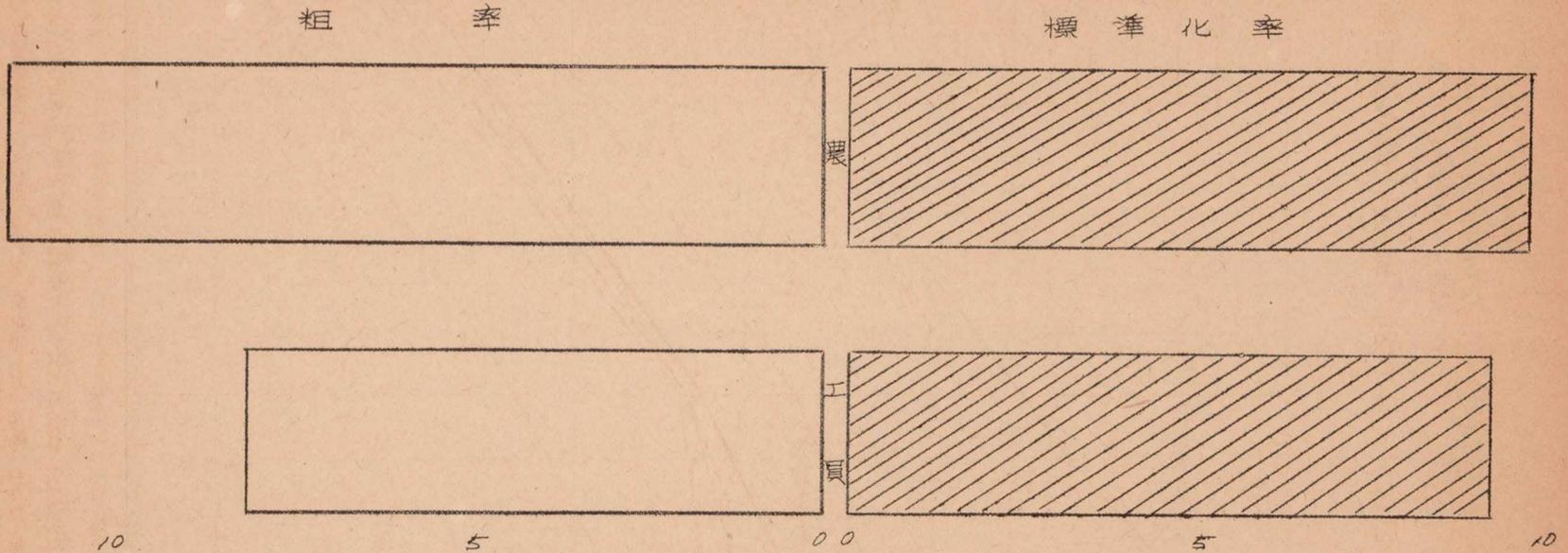
(20)

第四回(1) 年次別、地域別普通死亡率



備考 大都市とは人口10万以上、中都市とは10万未満4万以上、小都市とは4万未満2万以上、地方都市とは2万未満1万以上、農村とは1万未満の地域社会をいう。国勢調査結果より集計（人口問題研究所）

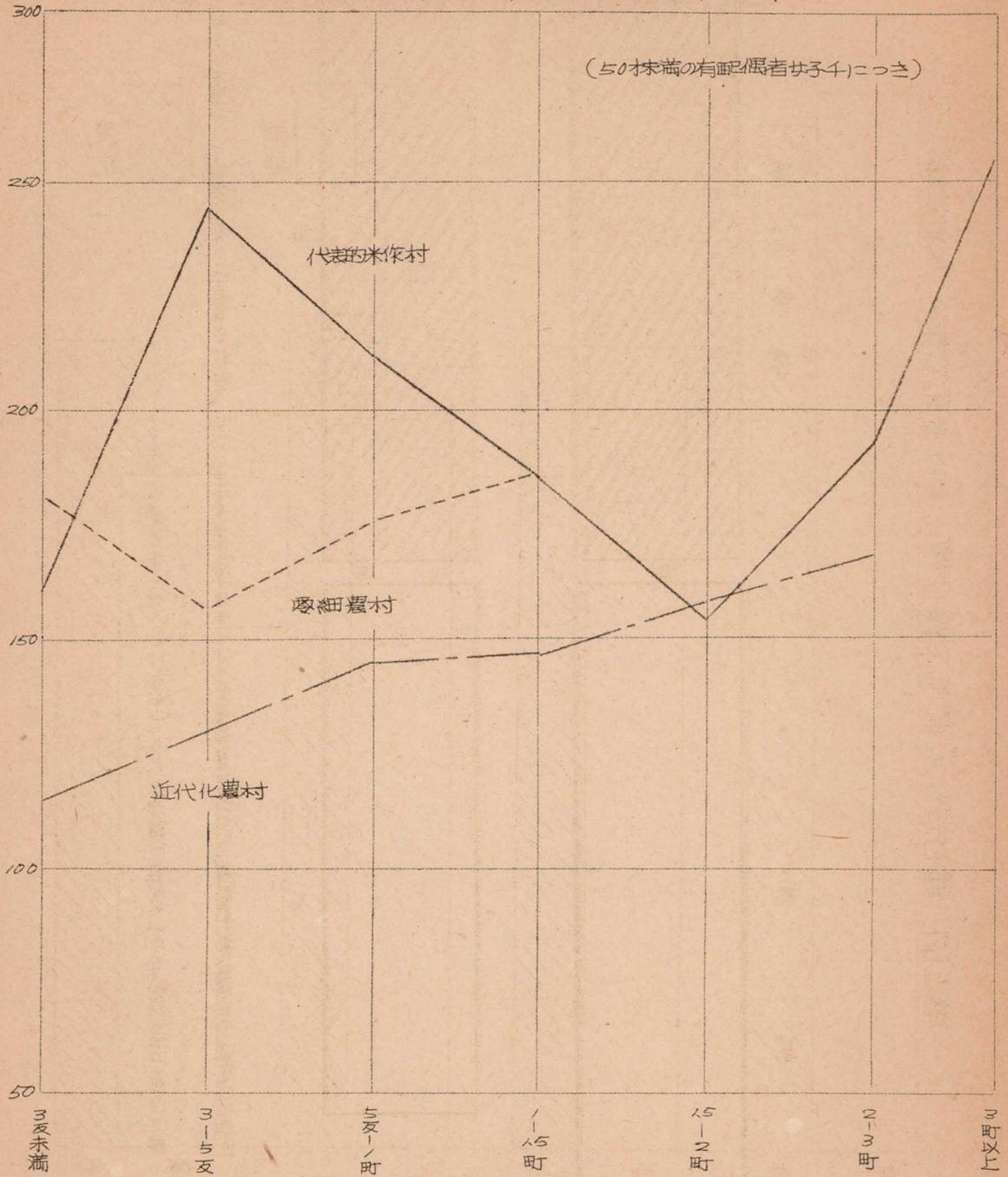
第五図 農村及び大都市工員世帯における死亡率（昭和28年）



備考 昭和28年人口問題研究報告調査。死亡率は調査時を文分のばる三年間の平均による。標準化は昭和28年の推計人口を基準とする。

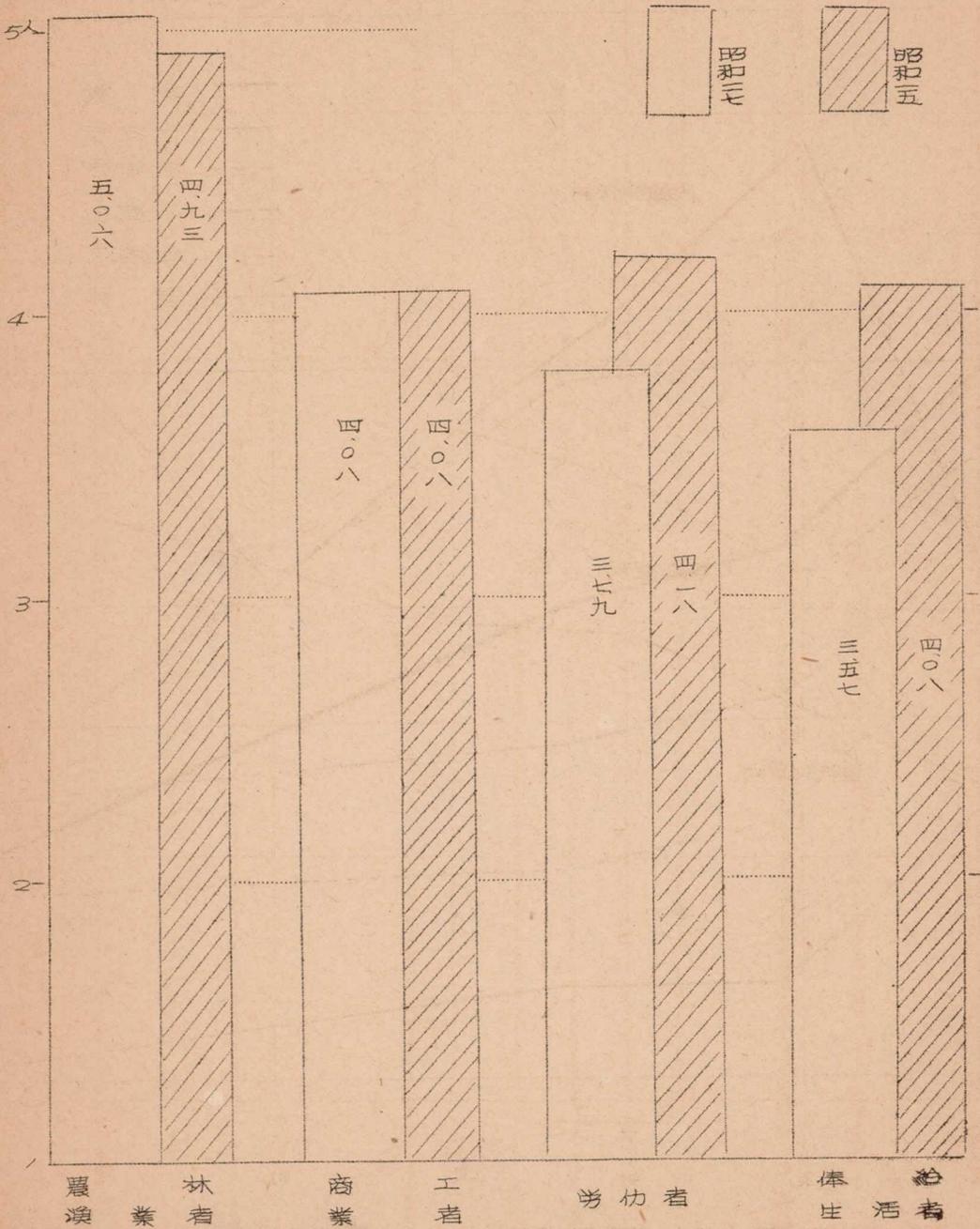
農村は香川県木田郡井戸村。大都市工員世帯は京浜地方の重化学工業従業員である。

第六圖 耕作面積別、農村類型別特殊出生率



備考 昭和23-26年における人口調査研究所調査による。出生率はすべて調査時現在をうかのぼる最近一年間または数年間の平均値を示す。代表的米作村としては新潟県、若手県、佐賀県の農村計四ヶ村、零細農村は香川県二村、広島県、岡山県各一村、近代化農村は岡山県興隆村である。

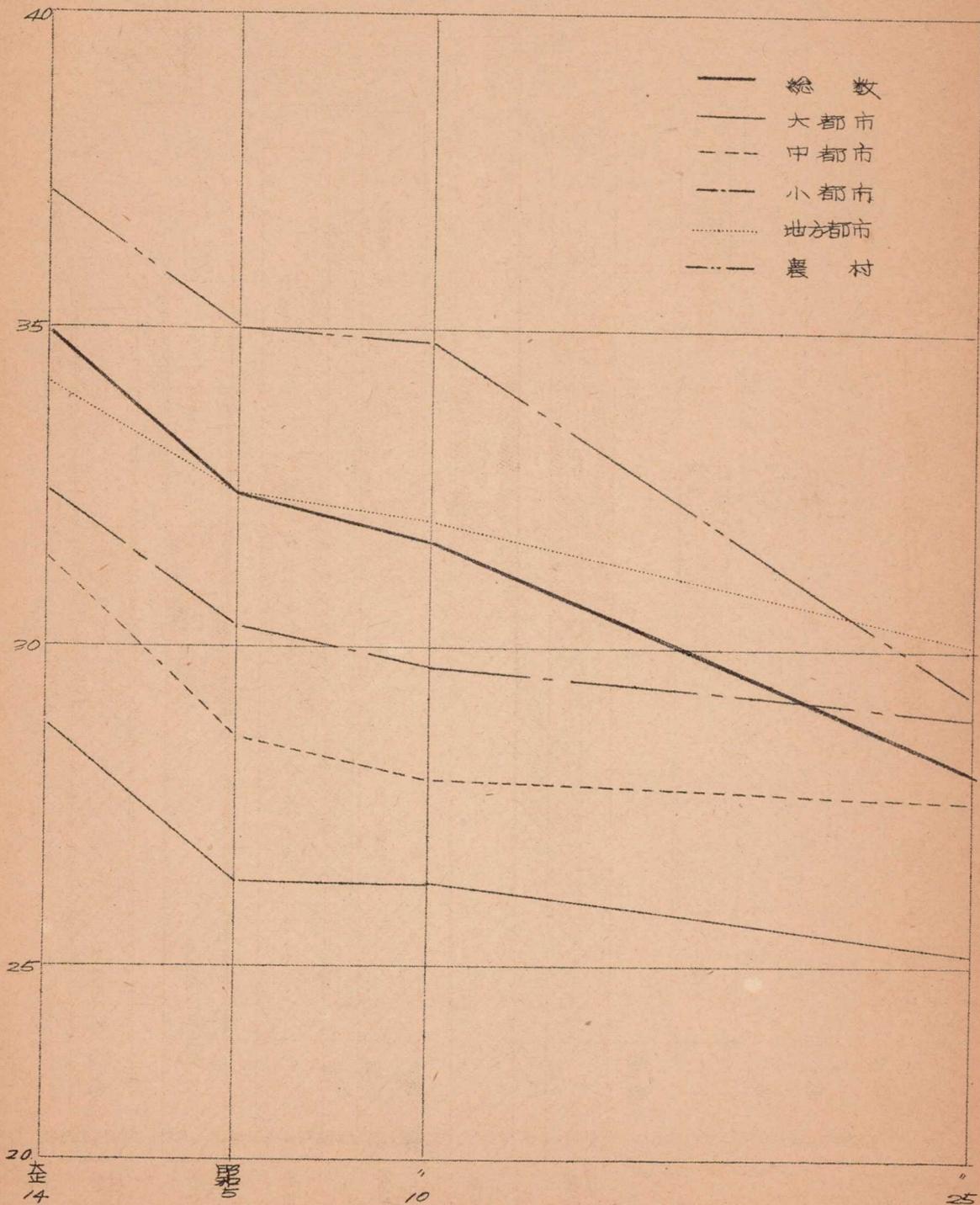
第七図 職業別一夫婦当り平均生涯出生児数



備考 昭和三五年及び昭和二七年全国規模で行った出生力調査結果より職業別に統一編成したものの(人口動態研究所)

第八圖(イ) 年次別、地域別普通出生率

人口千につき

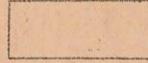


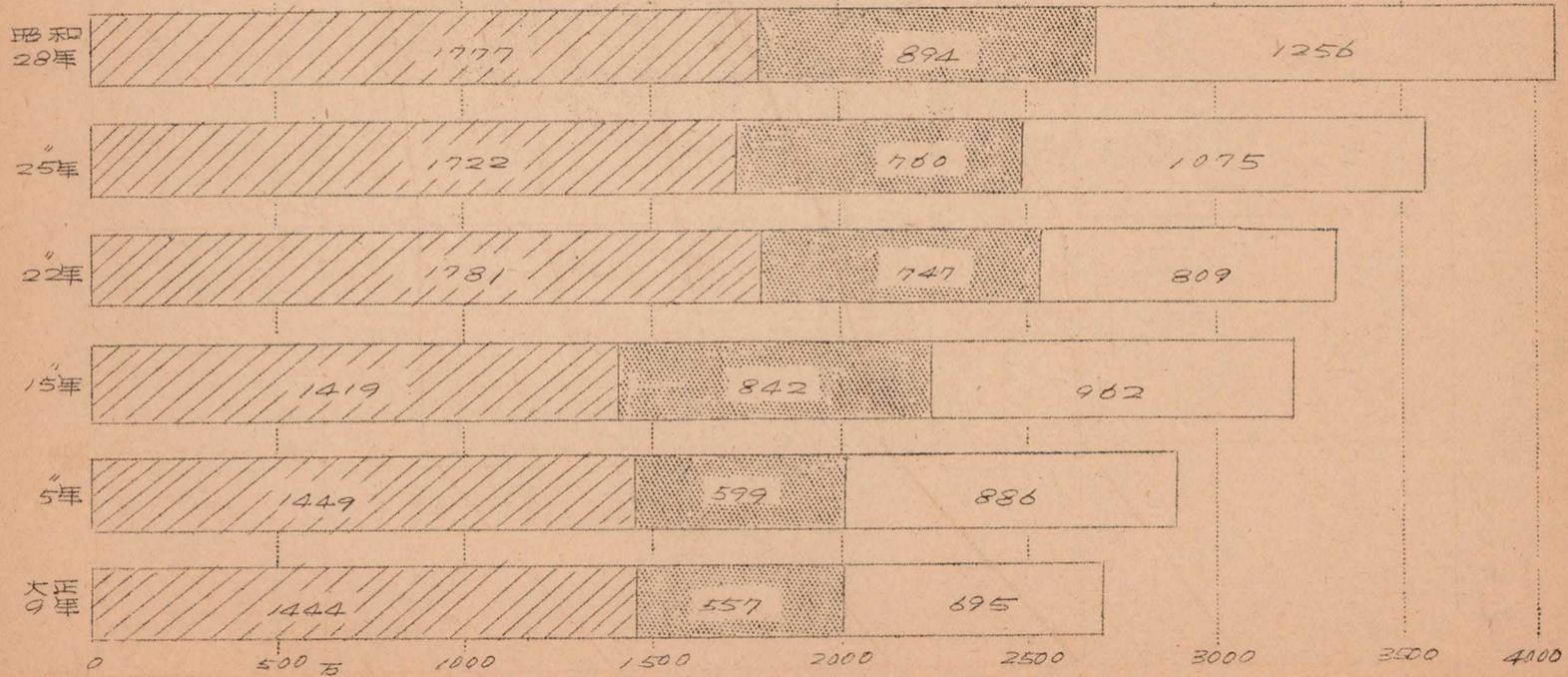
備考、都市、農村の分類基準は第四圖(イ)と同様である。

第九回

産業別人口分布の変化

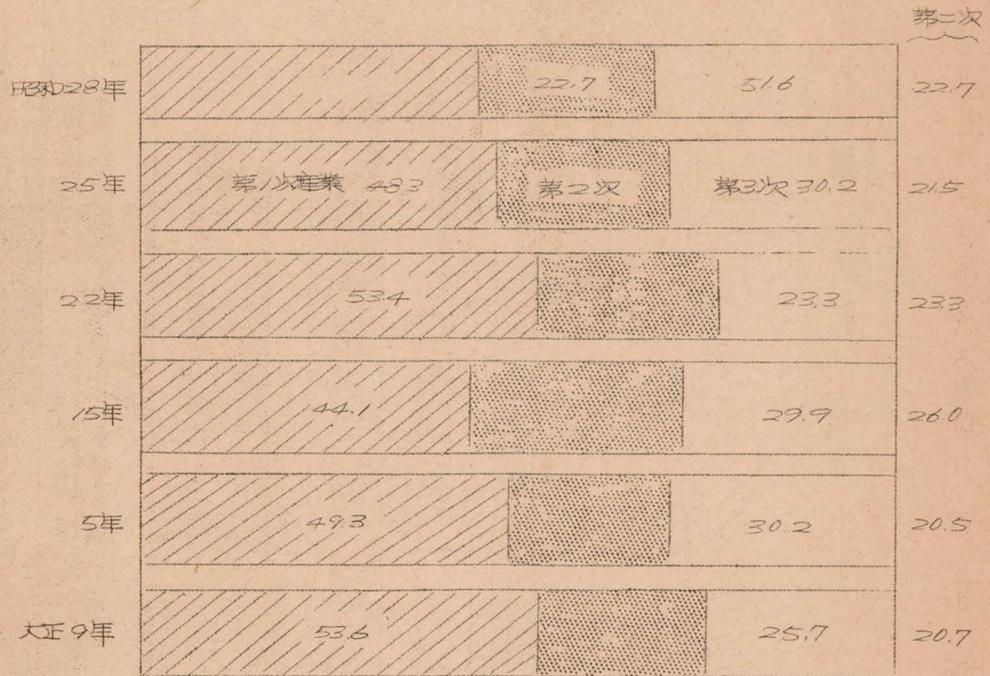
(1) 実数

第一次  第二次  第三次 



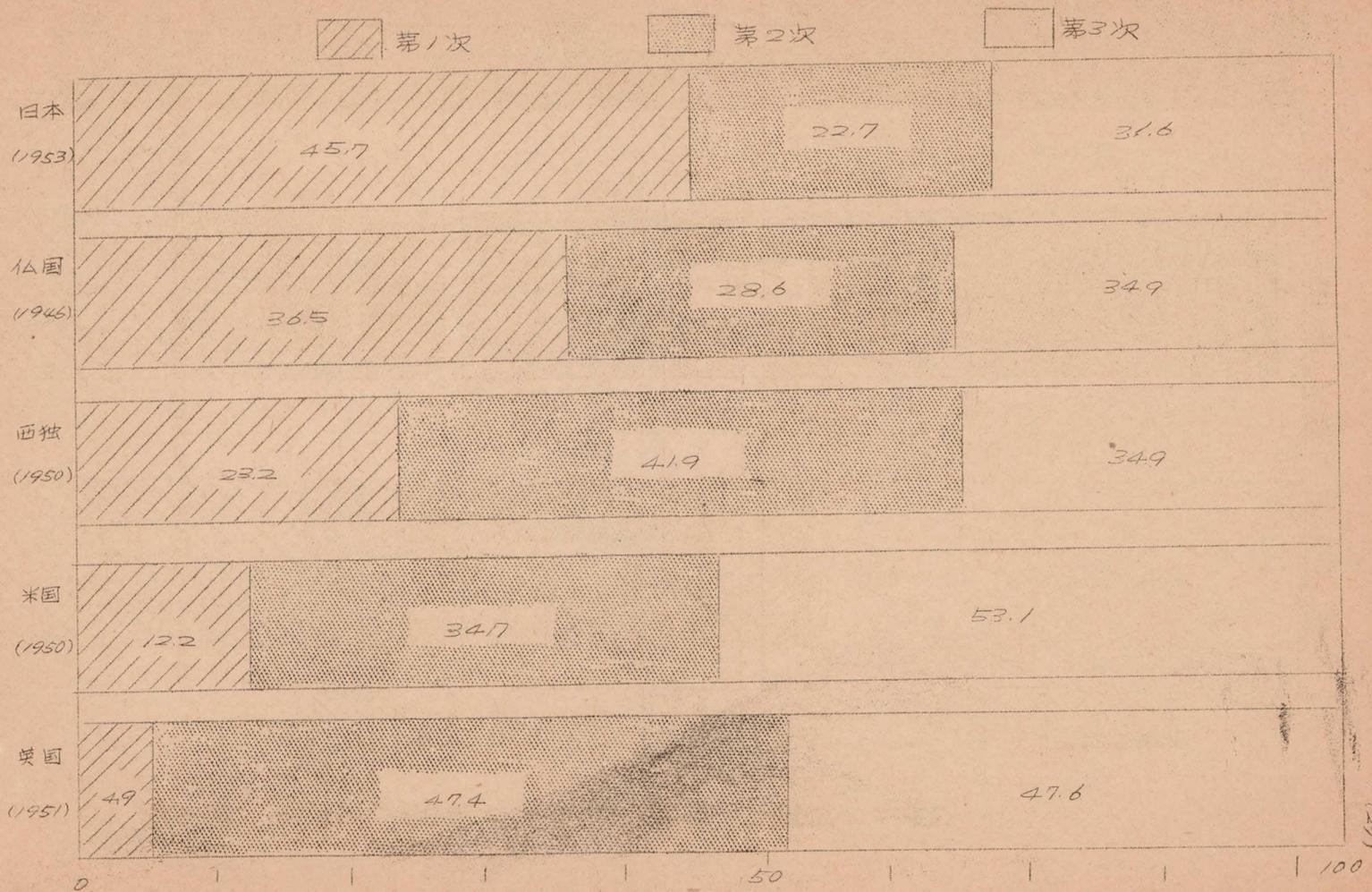
第九図 産業別人口分布の変化

(口) 百 分 比



備考 昭和28年は勞働力調査その他は国勢調査による。

第九図(ハ) 主要国の産業別人口分布の比較



第十図 日英米の従業上の地位別就業人口構成の比較

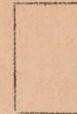
(23)



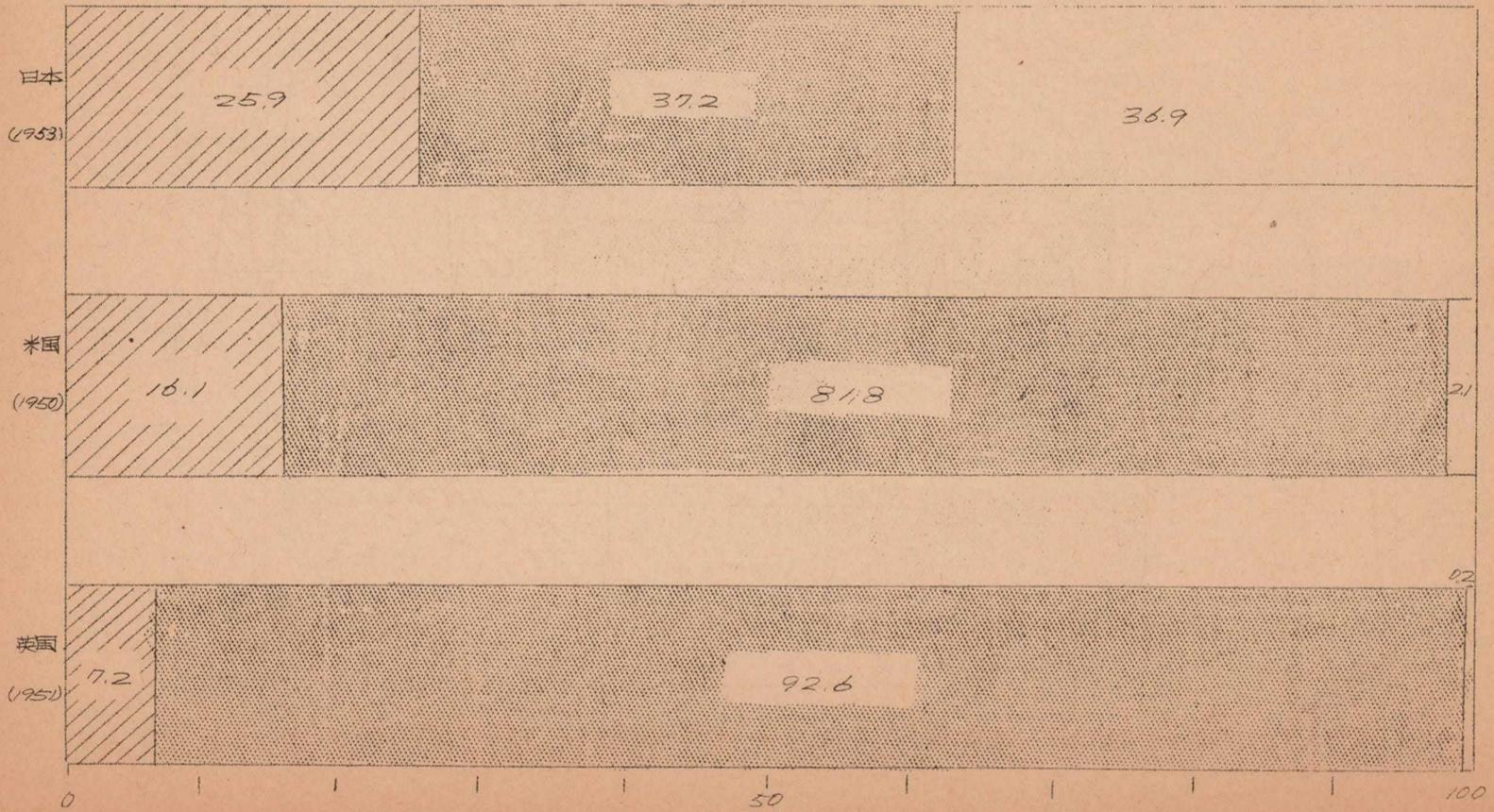
業者



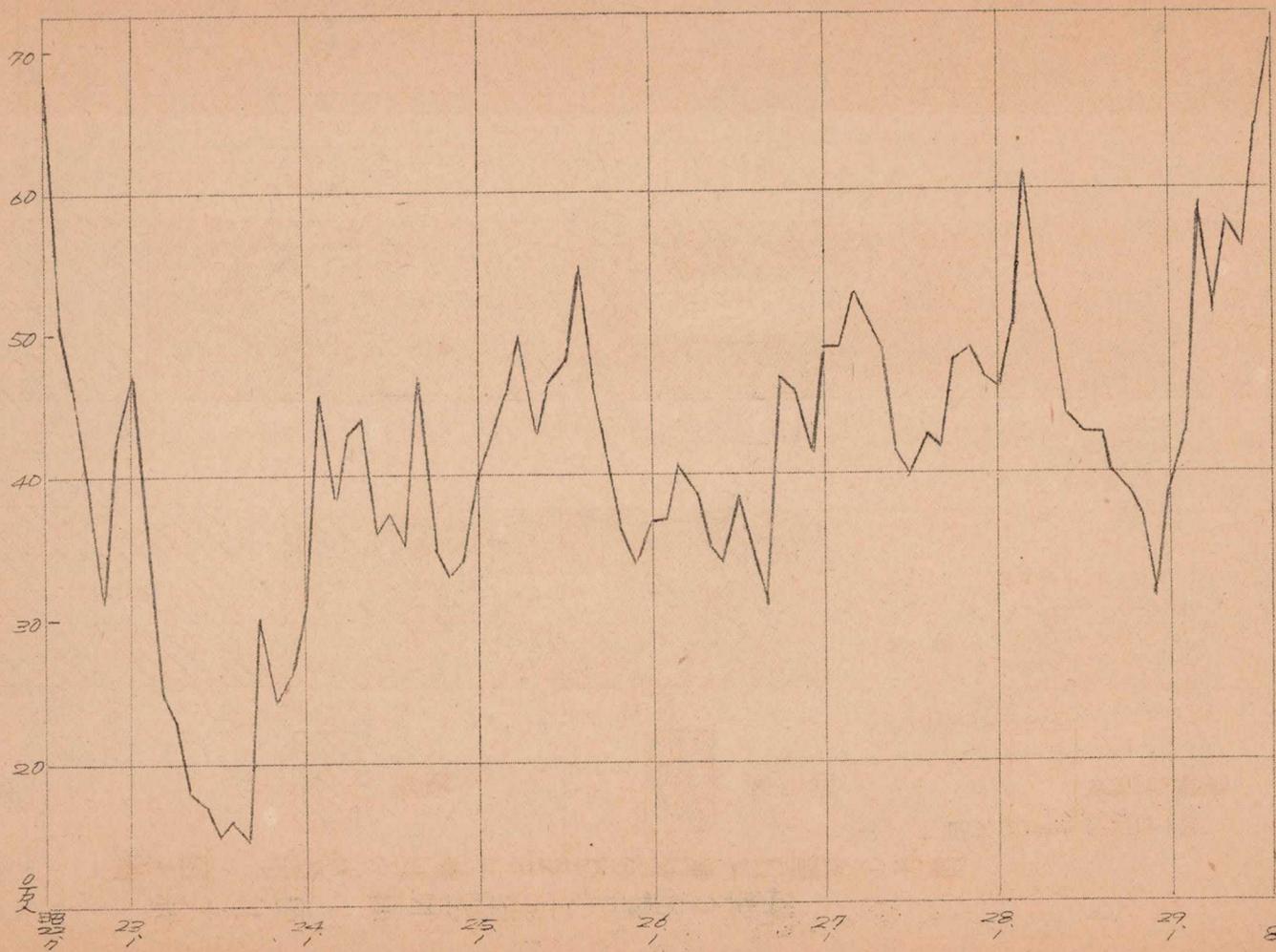
雇用者



家族従業者



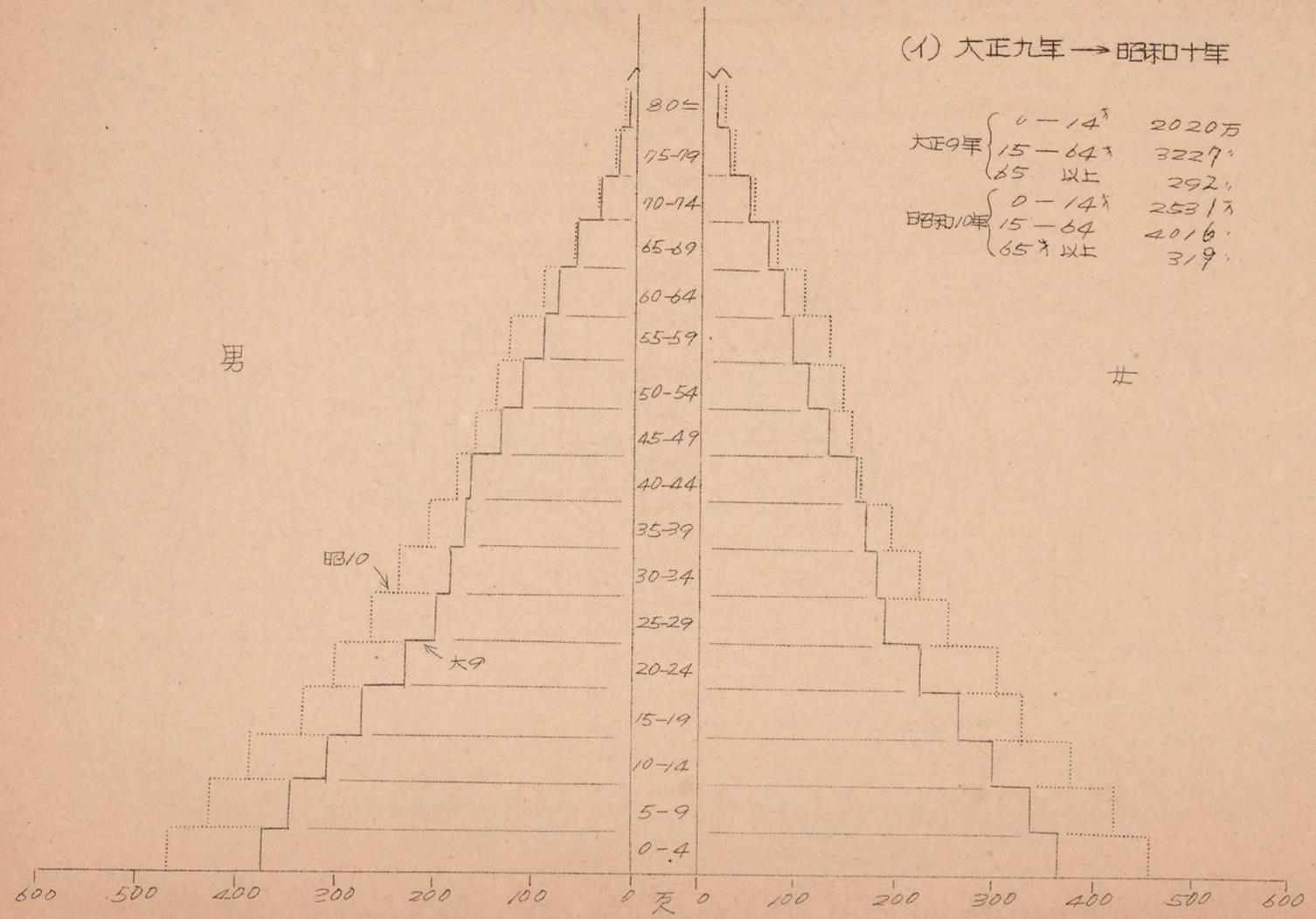
第十一図 戦後における完全失業者数の動向（月別）



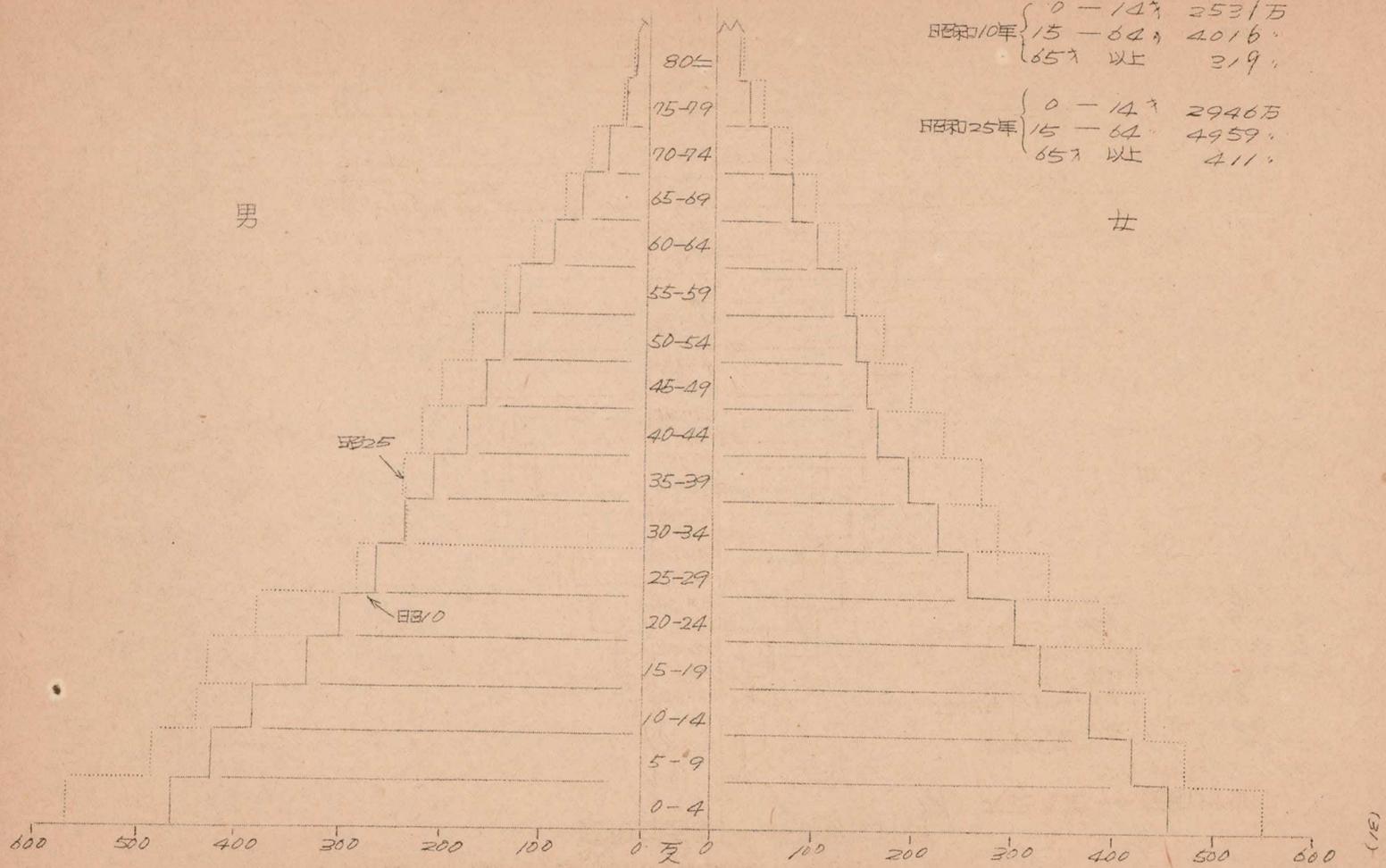
第十二回 五才階級別人口構成の推移

(イ) 大正九年 → 昭和十年

大正9年	0-14	2020万
	15-64	3227
	65以上	292
昭和10年	0-14	2531
	15-64	4016
	65以上	319



(口) 昭和十年 → 昭和二十五年

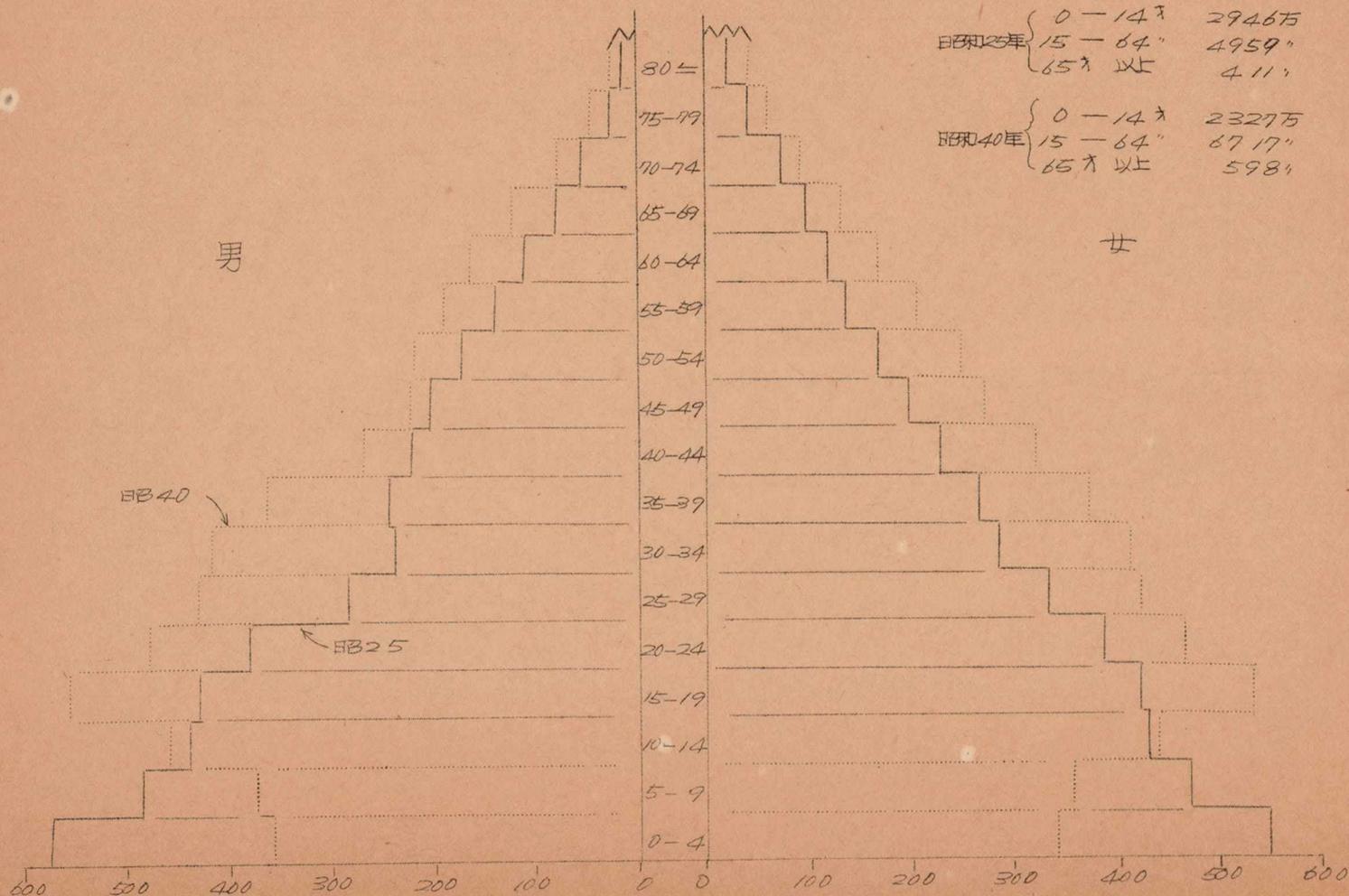


昭和十年	0-14	253/万
	15-64	4016
	65以上	319

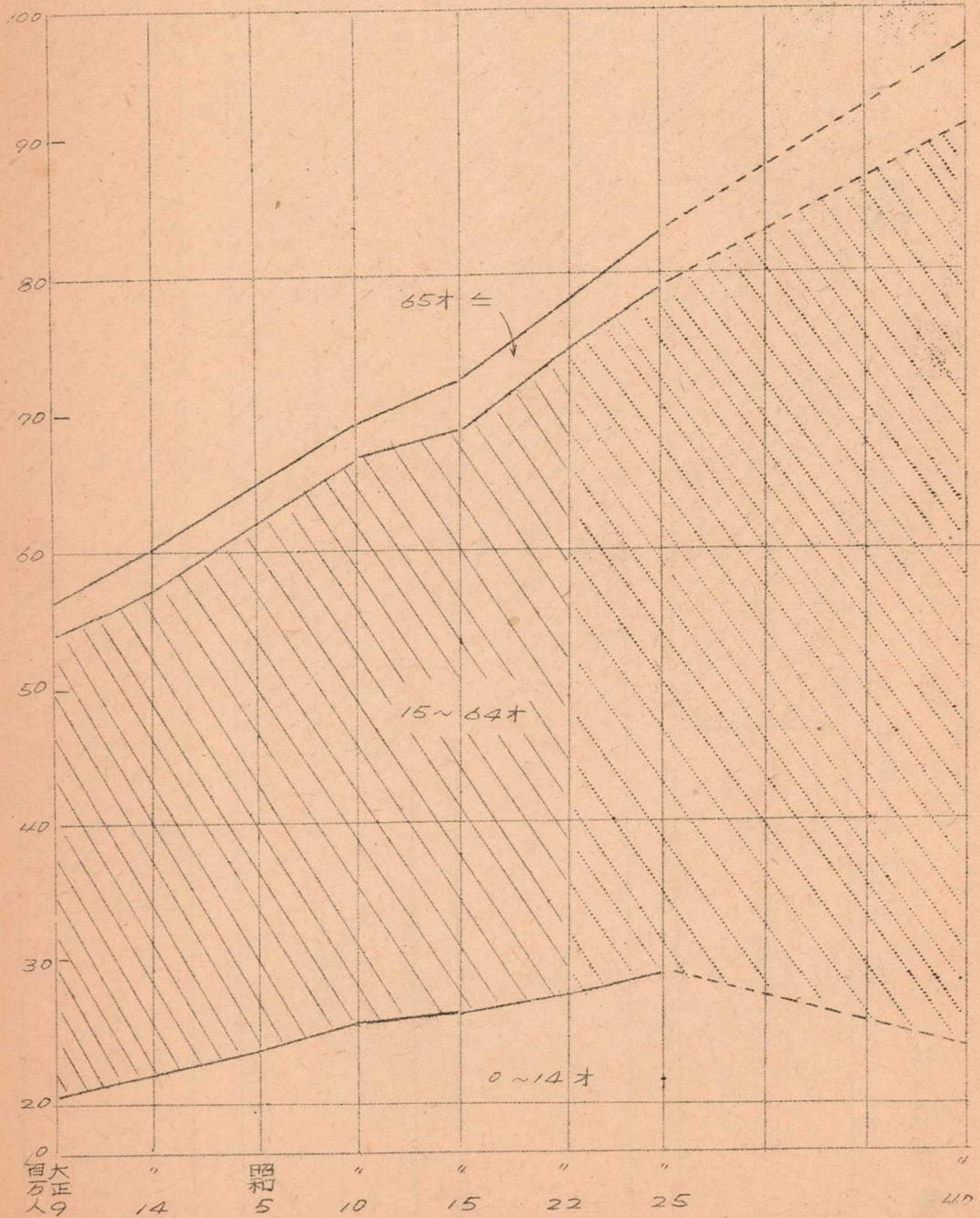
昭和二十五年	0-14	2946万
	15-64	4959
	65以上	411

(八) 昭和二十五年 → 昭和四十年

(32)



第十二图 (二)

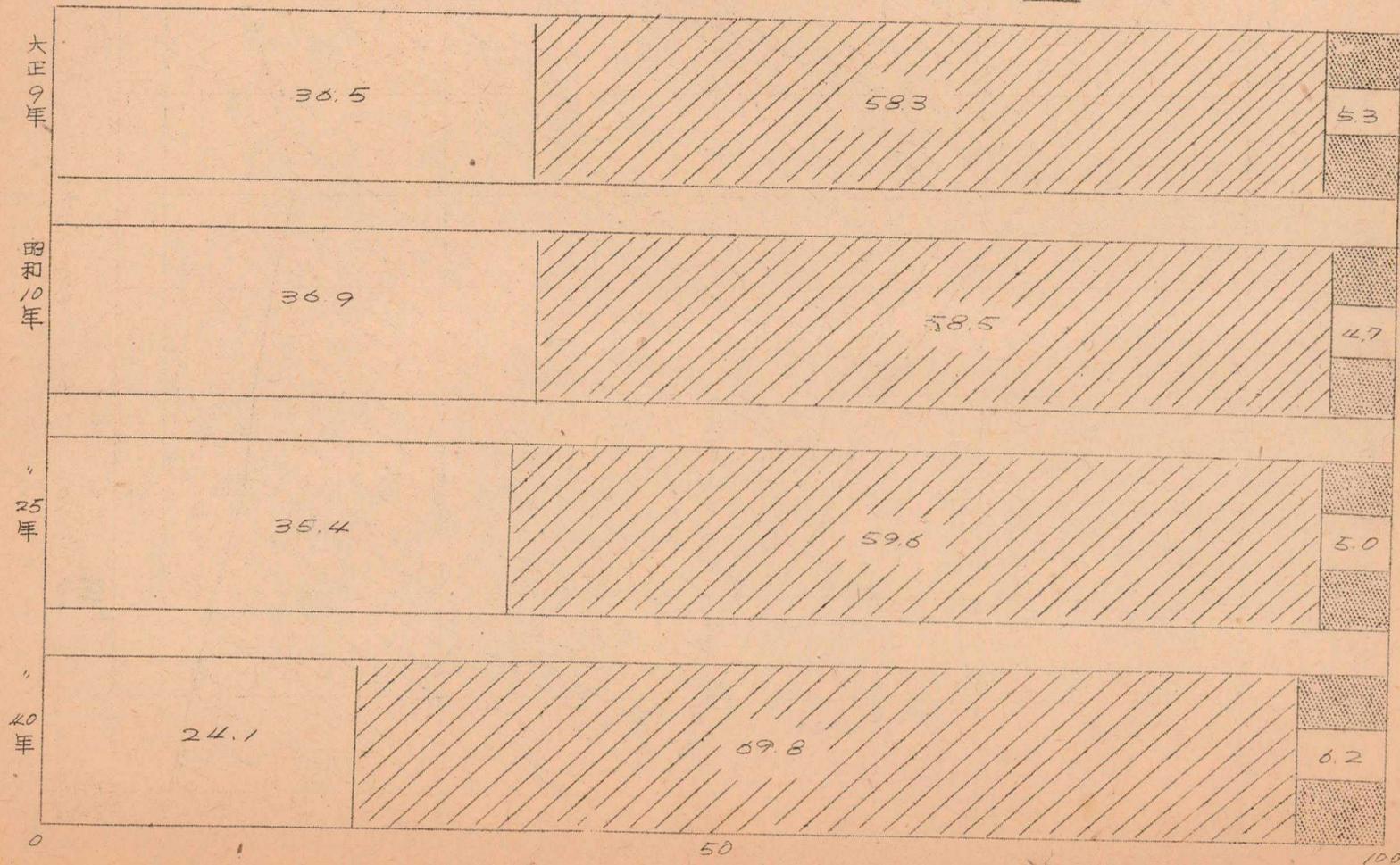


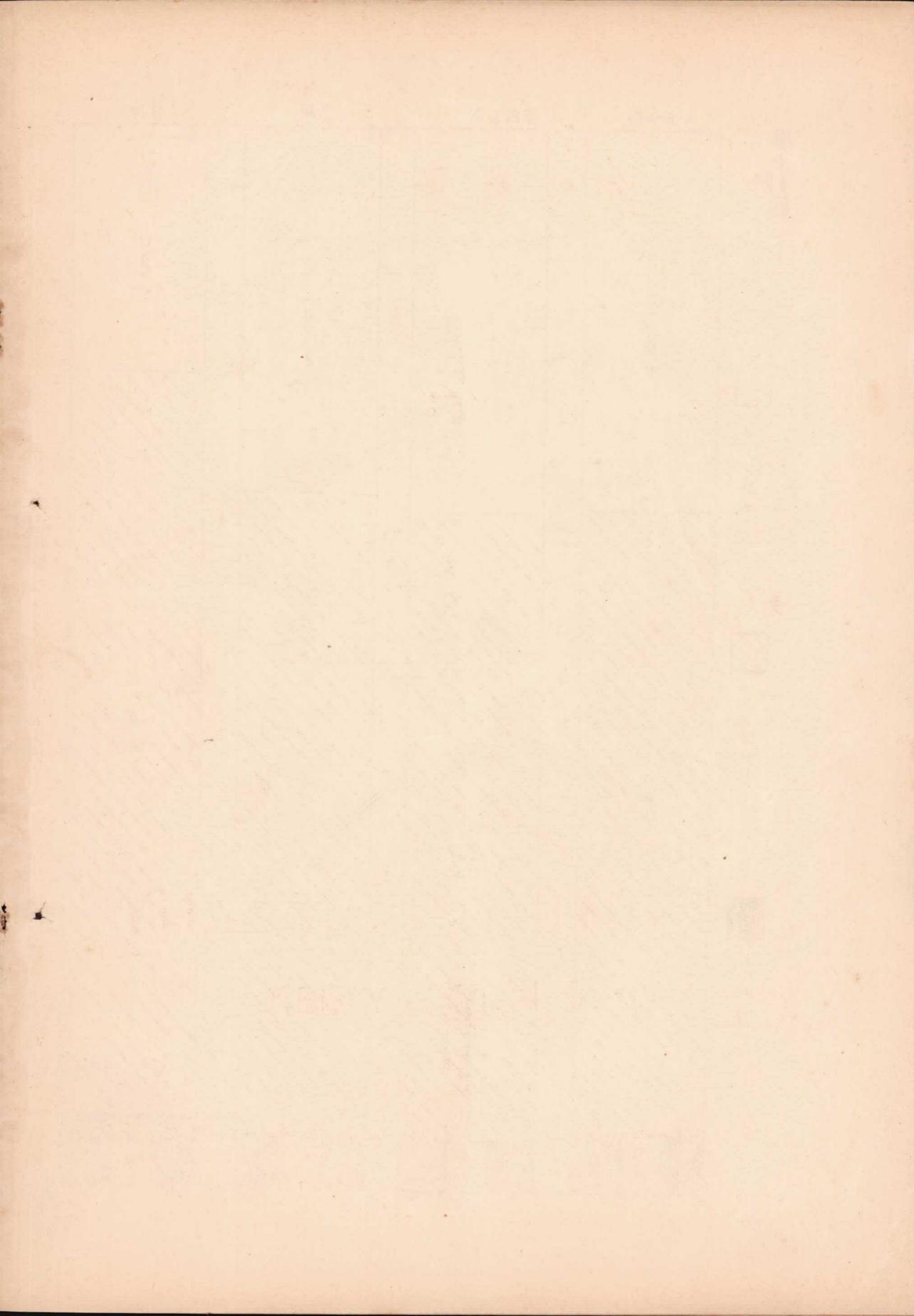
第十二図 (ホ)

□ 0~144才

▨ 145~344才

▩ 345才以上





昭和二十九年十一月二十日

人口問題審議会

第一部 会長

館

稔殿

人口問題審議会第三回第一部会開催
について

首題の件につきまして、左記のとおり開催致しますので、万障お
繰り合せのうえ、御出席下されたく、御案内申し上げます。

なお、やむなく御欠席の場合は、代人を煩わしたく、お願い申し
上げます。

追つて、御出欠につきまして、同封の葉書に御記入のうえ、お
返し御送付下されたく、重ねてお願い申し上げます。

記

- 一、開催部会名 人口問題審議会 第一部会（第三回）
- 一、日 時 十二月三日（金）午前十時から
- 一、場 所 全国市長会（*全国都市会館内*）
- 一、議 題 人口収容力について

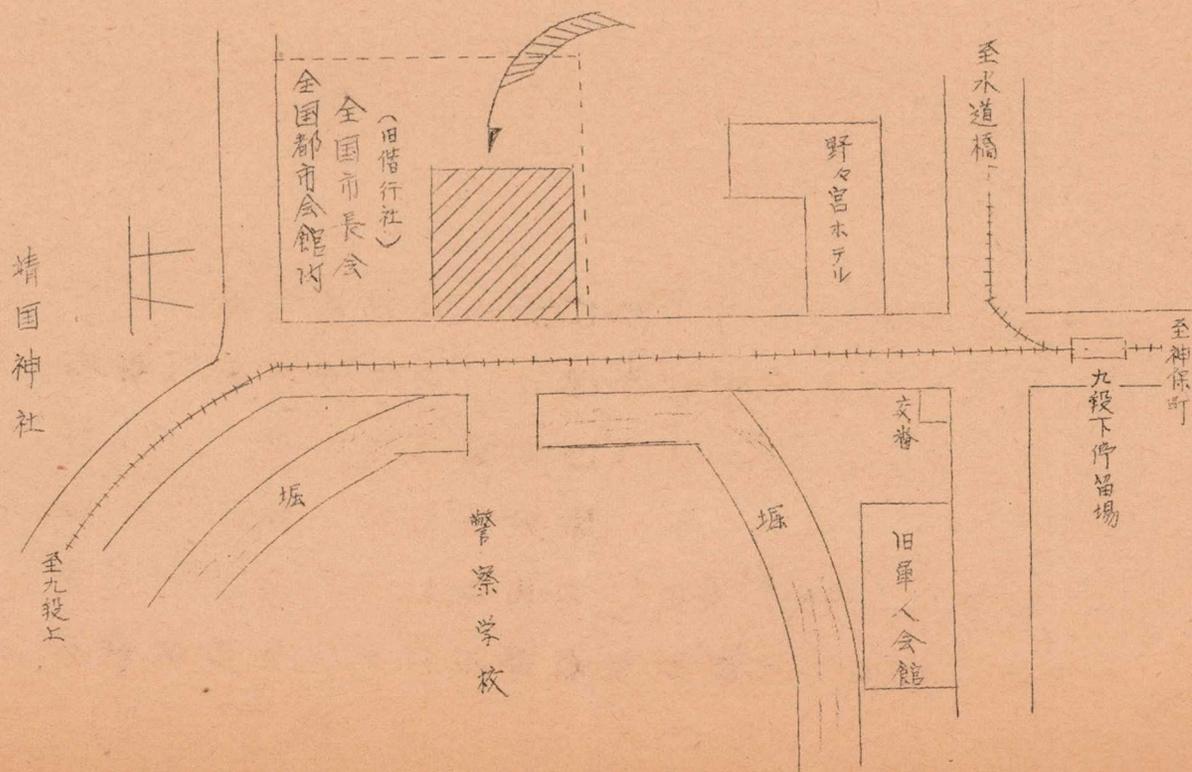
（追書）

勝手ながら、会場の時間的な都合によりまして定刻に開会致したく思いますので、よろしくお含み願います。

人口問題審議会第一部会会場略図

場 所 全国都市会館内全国市長会 (於二階大会議室)
千代田区九段一丁目十九番地

電 話 九 段 (33) 9971-9975



昭和二十九年十一月二十五日

人口問題審議会

第一部会長

専門委員

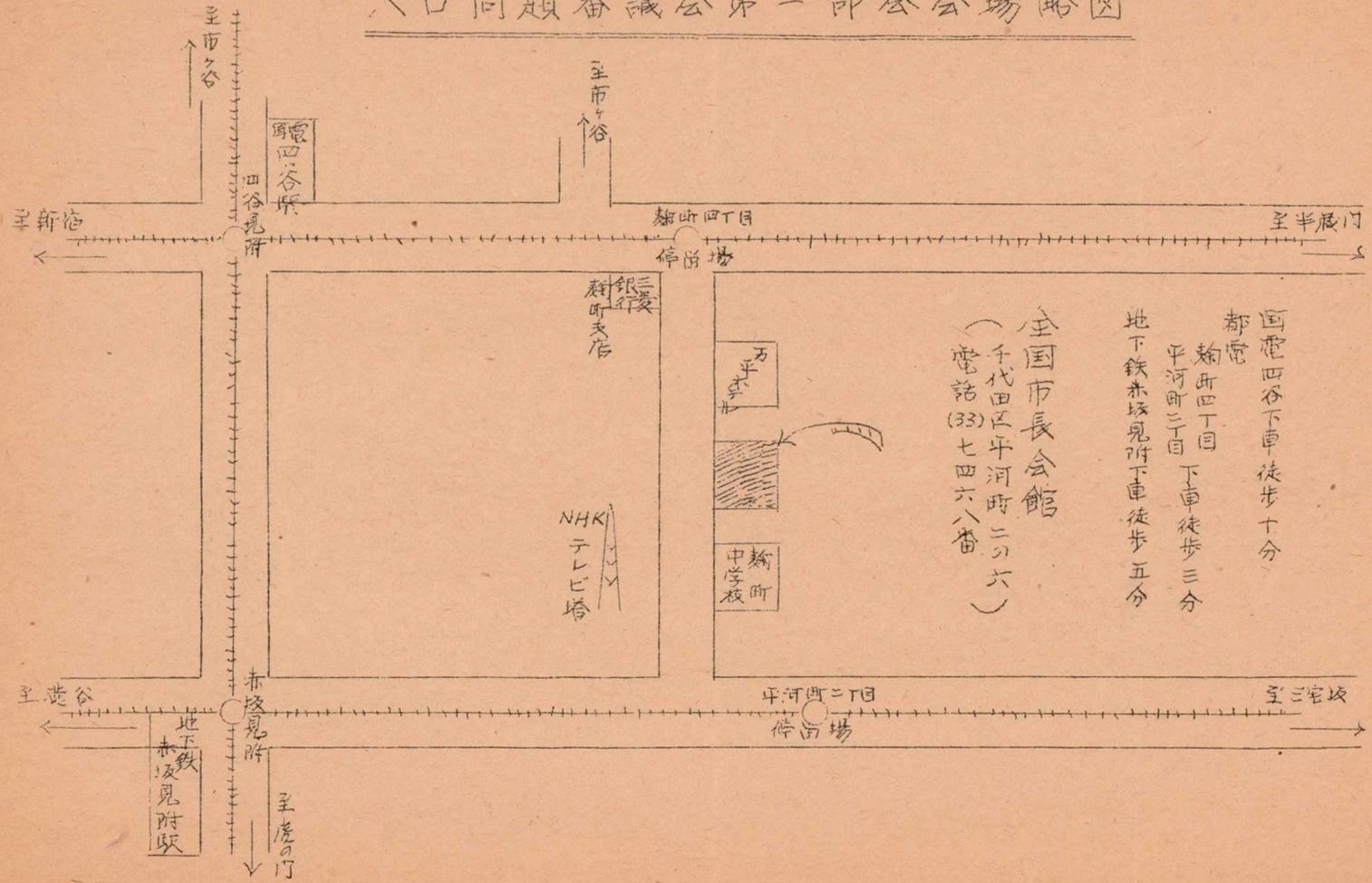
殿

人口問題審議会第三回第一部会の

会場変更について

さきに御通知申上りました標記審議会の第三回第一部会の
会場は、都合によりまして、全。国。市。長。会。館。（千代田区平河町二
の六、電話⁽³³⁾七四六八）に変更致しましたので、御了承のうえ、
御出席の程お願い申し上げます。

人口問題審議会第一部会会場略図



全国市長会館
 (千代田区平河町二の六)
 電話(33)七四六八番

国電四谷下車徒歩十分
 都電 麹町四丁目 下車徒歩三分
 地下鉄赤坂見附下車徒歩五分

NHK
 テレビ塔

銀行
 郵便支店

万平

中学校

平河町二丁目
 停車場

四谷坂
 四谷見附

地下鉄
 赤坂見附駅

至市ヶ谷

至市ヶ谷

麹町四丁目
 停車場

至半蔵門

至新橋

至麹町

至三宅坂

至虎の門

昭和二十九年四月

人口問題審議會要覽

厚生省

目次

- 一、厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）抄……………一
- 二、人口問題審議会令（昭和二十八年八月十四日政令第八十九号）……………三
- 三、人口問題審議会部会及び特別委員会現程……………九
- 四、人口問題審議会委員名表……………一
- 五、人口問題審議会専門委員名表……………一五
- 六、人口問題審議会幹事名表……………一七
- 七、人口問題審議会第一部会名表……………一九
- 八、人口問題審議会第二部会名表……………二一
- 九、人口問題審議会人口白書に關する特別委員会名表……………二三

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）抄

第四条（抄） 厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

（中略）

六 人口問題に関する事務

第二十九条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
人口問題審議会	人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

（以下略）

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

人口問題審議会令（昭和二十八年八月十四日政令第百八十九号）

内閣は、厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事項）

第一条 人口問題審議会（以下「審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に依りて、人口問題に関し左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認めらるる事項について関係各大臣に意見を述べらるものとする。

一 生活水準に関する事項

二 産業構造に関する事項

三 資源に関する事項

四 受胎調節に関する事項

五 国民の資質向上に関する事項

六 前各号に掲げるものの外、人口問題に関する重要事項

(組織)

第二条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

又 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員二十二人以内を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第三条 委員及び専門委員は、第一条各号に掲げる事項に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

(任期)

第四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

又 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了ときは、退任するものとする。

(非常勤)

第五条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第六條 委員のうちから互選された者は、会長として会務を総理する。

二 会長に事故あるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行ふ。

(会議)

第七條 審議会は、会長が招集する。会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

二 審議会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

三 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

第九條 審議会の部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

第十條 審議会の部会において、その部会に属する委員のうちから互選された者は、部会長として部会の事務を掌理する。

又 部会長に事故があるときは、あらかじめの部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(部会の会議)

第十一條 部会は、部会長が招集する。部会長は、部会に属する委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、部会を招集しなければならない。

又 部会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

又 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 専門委員は、当該専門の事項につき、議事を開き、議決を行う場合には、前二項の

規定の適用については、委員とみなす。

(幹事)

第十二条 審議会に幹事十人以内を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の仕事について行政機関との連絡にあたる。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第十三条 審議会の庶務は、厚生大臣官房庶務課において処理する。

(雑則)

第十四条 この政令に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十一号を第十二号とし、以下一号おつ繰り下げ、第十号の次に次の一
号を加える。

十一 人口問題審議会に関すること。

人口問題審議会部会及び公特別委員会議程

(部会)

第一条 人口問題審議会令(昭和二十八年八月十四日政令第百八十九号)第八条の規定に基づき、人口問題審議会に左の部会を置く。

一 第一部会

二 第二部会

2 第一部会(人口収容力に関する部会)においては、左の各号に掲げる事項を審議する。

一 人口収容力に関する事項

二 人口の地域的分布に関する事項

三 生活水準に関する事項

第二部会(人口調整に関する部会)においては、左の各号に掲げる事項を審議する。

一 人口の量的調整に関する事項

二 人口の資質向上に関する事項

（特別委員会）

第二條 人口問題審議会令第十四條の規定に基き、前條に規定する部会のほか、人口問題審議会に、人口白書に関する特別委員会を置く。

三 前項の特別委員会においては、わが国人口の現状及び将来並にわが国人口問題の所在点について検討し、人口に関する年次報告書を作成するものとする。

人口問題審議会委員名簿 (印は会長 印は会長代理)

(五十音順)

番号 委員氏名

現

取

住

所

1 安藤 画 一 慶応大学教授

沼川区五反田五の二〇八

2 飯沼 一 有 国土総合開発審議会々長

新宿区下巻合二の八一

3 石井 英之助 全国販賣農業協同組合連合会々長

大田区田園調布二の二〇

4 石川 一 郎 経済団体連合会々長

北多摩郡調布町上石原五七九

5 石坂 泰 三 東京芝浦電気株式会社々長

渋谷区代々木初台町六三三

6 一万田 尚 登 日本銀行総裁

港区麻布区霞町一九

7 江口 美登苗 内閣官房副長官

千代田区永田町二の一

8 横川 豊 彦 中央児童福祉審議会委員

世田ヶ谷区上北沢所三の八六三

9 木村 忠 二郎 厚生事務次官

杉並区永福町四八九の三

10 斎藤 邦 吉 労働事務次官

世田ヶ谷区玉川奥沢町一の八八

11 笹山 忠 天 森林資源総合対策協議会々長

新宿区大塚町一

- 12 沢田 節 蔵 世界経済調査会々長
- 13 波 沢 敬 三 日本経営者団体連盟常任理事
- 14 下 糸 康 磨 日本人口学会々長
- ① 15 下 村 宏 人口問題研究会顧問
- 16 田 宮 猛 雄 元日本医師会々長
- 17 寺 尾 琢 磨 慶応大学教授
- 18 永 井 亨 人口問題研究会理事長
- 19 長 村 貞 一 経済審議庁次長
- 20 那 須 皓 東京大学名誉教授
- 21 野 村 兼 太郎 慶応大学教授
- 22 沢 口 雄 彦 東京銀行頭取
- 23 林 惠 一 海 東京大学教授
- 24 福 田 邦 三 東京大学教授

録倉市柳葉寺五四五

港田三三田編町一〇

子代田区大番町七

大田区由園調布三の二

子代田区神田駿河台二の五

三鷹市牟礼一五二

杉並区井荻三の四三

文京区駒込淡嘉町七〇

世田ヶ谷区世田ヶ谷四の四二五

藤沢市大鰐御所ヶ谷

渋谷区南平台町四六

渋谷区原宿三の三三四
東神宮住宅RB三三

練馬区下石神井二の一六八〇

人口問題審議会委員名簿 (印は会長 印は会長代理)

(五十音順)

番号 委員氏名

現

取

住

所

1 安藤 画 一 慶応大学教授

沼川区五反田五の二〇八

2 飯沼 一 有 国土総合開発審議会々長

新宿区下巻合二の八一

3 石井 英之助 全国販売農業協同組合連合会々長

大田区田園調布二の二〇

4 石川 一 郎 塚澤団体連合会々長

北多摩郡調布町上石原五七九

5 石坂 泰 三 東京芝浦電気株式会社々長

渋谷区代々木初台町六三三

6 一万田 尚 登 日本銀行総裁

港区麻布区霞町一九

7 江口 美登苗 内閣官房副長官

千代田区永田町二の一

8 賀川 豊 彦 中央児童福祉審議会委員

世田ヶ谷区上北沢町三の八六三

9 木村 忠 二 郎 厚生事務次官

杉並区永福町四八九の三

10 斎藤 邦 吉 労働事務次官

世田ヶ谷区玉川奥沢町一の八八

11 笹山 忠 天 森林資源総合対策協議会々長

新宿区大塚町一

- 12 沢田 節 蔵 世界経済調査会々長
- 13 渡次 敬 三 日本経営者団体連盟常任理事
- 14 下糸 康 磨 日本人口学会々長
- ◎ 15 下村 宏 人口問題研究会顧問
- 16 田宮 猛 雄 元日本医師会々長
- 17 寺尾 琢 磨 慶応大学教授
- 18 永井 亨 人口問題研究会理事長
- 19 長村 貞 一 経済審議庁次長
- 20 那須 皓 東京大学名誉教授
- 21 野村 兼太郎 慶応大学教授
- 22 沢口 雄 彦 東京銀行頭取
- 23 林 惠 海 東京大学教授
- 24 福田 邦 三 東京大学教授

録倉市極楽寺五四五

港田三三田綱町一〇

子代田区六番町七

大田区田園調布三の二

子代田区神田駿河台二の五

三鷹市牟礼一五二

杉並区井荻三の四三

文京区駒込淡嘉町七〇

世田ヶ谷区世田ヶ谷四の四二五

藤沢市大鋸御所ヶ谷

渋谷区南平台町四六

渋谷区原宿町三の三三四
東海台住宅RB三四

練馬区下石神井二の一六八〇

25 藤本 藤太郎 日本労働組合総評議会議長

26 藤林 敬三 慶応大学教授

27 本田 親男 毎日新聞社人口問題調査会々長

28 前田 多門 日本育英会々長

29 松岡 駒吉 日本労働組合総同盟顧問

30 宮崎 太一 新厚生事務次官

31 村瀬 直養 日本中小企業団体連盟顧問

32 村田 省蔵 大反商船株式会社相談役

33 村山 直雄 山形県知事

34 森田 優三 一橋大学教授

35 諸井 好貞 一族父セメント社長

36 矢野 一郎 第一生命社長

37 山際 近道 日本輸出銀行副総裁

港区芝高輪南町五三

鎌倉市鎌倉山旭ヶ丘

文京区原町一六

同 一二

品川区大井庚塚町四七八五

世田谷区深沢三の三の四

全 玉川尾山町五六

全 玉川上野毛町一〇三

山形市旅籠町三〇五

新宿区若松町九五

文京区眞砂町一七

大田区田園調布二の二〇

目黒区上目黒五の二四二三

40	39	38
山本	山中	山高
杉	篤太郎	しげり
中央教育審議会委員	二橋大学教授	中央児童福祉審議会委員

世田ヶ谷区上馬二の八五	杉並区上萩窪一ノ一	北多摩郡久留米村南ノ
-------------	-----------	------------

人口問題審議会専門委員名表

(五十音順)

専門委員氏名

現

職

住

所

稻葉 秀三 国民経済研究協会理事

大田区馬込町東一の一四三八

岡崎 文規 人口問題研究所長

豊谷区恵比寿通り一の九

加用 信文 農林省農林総合研究所養蚕調査部長

千葉県松戸市根本四九八

北岡 寿逸 国学院大学教授

世田区谷区下馬町三の五

古屋 芳雄 国立公衆衛生院々長

新宿区下落合四の二一一三

館 総 人口問題研究所総務部長

世田区谷代田一の三六九

本多 龍雄 人口問題研究所調査部長

鎌倉市扇ヶ谷五七九

美濃口 時次郎 名古屋大学教授

中野区野方町一の八八六

山口 正義 厚生省公衆衛生局長

文京区大塚町五六

人口問題審議会幹事名表 (官制順)

幹事氏名

現

取

住

所

田上辰雄 内閣総理大臣官房審議室総務参事官

文京区西方町三の二五

川瀬健治 経済審議庁総務部企画課長

杉並区永福町三五八

石井喬 外務省改米局移民課長事務取扱

浦和市白幡町四八五

宮川新一郎 大蔵省大臣官房文書課長

浦和市常盤町七の一〇〇の二

小山進次郎 厚生省大臣官房総務課長

中野区上高田二の三五六

館稔 厚生省人口問題研究所総務部長

世田ヶ谷区代田一の三六九

田中寛 農林省大臣官房調査課長

新宿区諏訪町六四

秋山武夫 通商産業省大臣官房総務課長

大田区池上徳持町三一

源秀夫 労働省大臣官房総務課長

新宿区下巻合三の六〇四



人口問題密議会第一部会名録 (○印は部会長)

○那須 皓委員

飯沼 一樹委員

石井 英之助委員

賀川 豊彦委員

笹山 忠天委員

下村 宏委員

沢田 節藏委員

寺尾 琢磨委員

長村 貞一委員

林 惠海委員

藤田 藤太郎委員

藤林 敬三委員

前田 多門委員

村瀬 直養委員

永井 亨 委員

村田省藏 委員

村山道雄 委員

森田優三 委員

山際正道 委員

山中篤太郎 委員

船兼秀三 專門委員

岡崎文規 專門委員

加田信文 專門委員

館 稔 專門委員

本 藤 雄 專門委員

美濃口時次郎 專門委員

人口問題審議会第二部会名誌 (○は部会長)

○ 永井亨一 委員

安藤 画一 委員

下村 康磨 委員

下宮 猛雄 委員

寺尾 琢磨 委員

淡口 雄幸 委員

福田 邦三 委員

板岡 駒吉 委員

宮崎 太一 委員

大野 一郎 委員

山崎 一 委員

山本 杉 委員

岡崎文規 専門委員

北岡春造 専門委員

古屋芳雄 専門委員

館 稔 専門委員

本多龍雄 専門委員

山口正義 専門委員

人口問題審議会人口白書に附する特別委員会名簿（○印は委員長）

○ 下村 宏 委員長

寺尾 琢 磨 委員

永井 亨 委員

長村 貞一 委員

藤林 敬三 委員

森田 優三 委員

山中 篤太郎 委員

船梨 秀三 専門委員

岡崎 文規 専門委員

加甲 信文 専門委員

館 稔 専門委員

本多 龍雄 専門委員

美濃口時次郎 寺内委 買

